

平成 16 年 度 第 4 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 5 月 26 日 (水) 午後 1 時 34 分
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 平成16年5月26日(水)午後1時34分
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第13号議案 市長の権限に属する事務の補助執行について
 - 第2 第14号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取について
 - 第3 第15号議案 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択方針について
- 4 協議事項 実施計画(平成17年度～平成19年度)に係る新規事業、重要事業について
- 5 報告事項
 - ・不審者情報の連絡体制について
 - ・平成16年度給食実施回数及び給食費について
 - ・平成16年度の教育課程について
 - ・はちおうじ出前講座について

その他報告

第4回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成16年5月26日(水)午後1時34分
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 報告事項 市立中学校教員の服務事故について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（3番）	名取 龍藏
委員	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	細野 助博
委員	（4番）	齋藤 健児
委員	（5番）	成田 一代

教育委員会事務局

教育長（再掲）	成田 一代
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本 昌己
教育総務課長	望月 正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田 晴義
施設整備課長	穂坂 敏明
学事課長	有山 真人
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海 清秀
指導室指導主事	千葉 正法
生涯学習スポーツ部長	高橋 昭
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野 栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 生涯学習総務課長	米山 満明
スポーツ振興課長	山本 保仁
学習支援課長	奥野 光孝
文化財課長	佐藤 広

生涯学習スポーツ部主幹 (体 育 館 担 当)	福 田 隆 一
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	柳 田 実
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新 井 政 夫
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅 澤 重 明
学 事 課 主 査	中 里 彰 程
指 導 室 主 査	矢 崎 文 雄
生涯学習総務課主査	小 澤 篤 子

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	嶋 崎 朋 克
担 当 者	石 川 暢 人
担 当 者	後 藤 浩 之

【午後 1 時 3 4 分開会】

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は 5 名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 16 年度第 4 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2 番 細野助博委員 を指名いたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても報告していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

また、本日の議事日程、第 14 号議案及び協議事項並びに追加日程、報告事項につきましては、議案等の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり。委員長」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 どうぞ。

齋藤委員 第 4 の協議事項については、ぜひ公開でお願いしたいというふうに思います。

名取委員長 齋藤委員から公開でという御意見が出ましたけれども、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

坂本学校教育部長 協議事項につきましては、前回御説明いたしました実施計画に係る新規事業及び重要事業につきまして、改めて御精査いただくというような内容でございます。

細野委員 これは専門的な議論を必要とするものでしょうか。

鎌田学校教育部主幹 本件につきましては、教育委員会としての中で意思決定を進めていくものでありますけれども、最終的には市長部局に応じまして、市全体としての事業計画の策定になろうかと思えます。そういった意味では、この段階では事業の内容、また規模等につきまして意思形成過程ということですので、原則非公開という対応になろうかと考えております。

細野委員 ならば、私は非公開に賛成です。

名取委員長 非公開に賛成ということですが、ほかにいかがでしょうか。

小田原委員 齋藤さんがそれで納得すればいいですけれども、今の説明で納得できますか。

齋藤委員 正直言うと、できません。

小田原委員　だから、そういう不親切な説明ではなくて、意思形成過程だから非公開にするというだけではなくて、今、齋藤さんが公開すべきだと言っているのに対して、何でこうですから非公開にさせていただきたいという説明がなされなければ、ただ今みたいな説明だと納得しがたいものがありますね。

名取委員長　それでは、納得できる説明をよろしく願いいたします。

望月教育総務課長　教育委員会の会議については公開することが原則でございますけれども、人事案件、それから、その他については非公開にすることができるという規定が地教行法の中の規定にあります。今回のこの協議事項、実施計画につきましては意思形成過程ということで、意思形成過程については、公開条例の方でも、内部的な審議につきまして、その情報を公にすることによって、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという場合について、情報公開条例の中でもこうした情報については原則公開すべきところを公開しなくていいという規定がございます。

それらの趣旨を踏まえて、今回、この実施計画につきましても、一たん市長の方で実施計画の案が決まった後は公開の場で議論されることとなりますけれども、その前段階における意思形成過程として、教育委員会での会議では非公開が妥当だというふうに事務局としては考えておるところでございます。

齋藤委員　おっしゃることはある意味理解できますが、この4番の協議事項の内容というのは、17年、18年、19年という3カ年に対して、当然予算の問題も絡んできますし、これからこのボリュームも大きく絡む問題だと私は思うのですね。その内容を教育委員会の中で一体どういうふうに話し合っ、何が重要というふうにされたのかというものは、当然公開すべきだというふうに私は思います。

それで、教育小六法の中の地方行政法の中にも、今もおっしゃったとおり、大前提として教育委員会は公開すべきだと思います。ただ、会議は皆さんの総意ですから、私が1人で嫌だと言っていて会議をおくらせてもいけません、私は公開にすべきだと思います。ただ、ほかの委員さんたちの中での多数決で非公開だということになれば、それでも、とは私は言いませんけれども、ただ、議事録の中には、公開にすべきだと言った人間がいたということはしっかり認識していただきたい。私は公開にすべきだと思います。

細野委員　私は非公開にすべきだと思います。この実施計画というのは非常に大きな意味を持つというのは確かです。ですから、慎重にこれは協議を重ねないといけない。という

ことは、だれが率直な意見を言ったかということがかなりいろいろなところで反響を呼んだり、そのまた反響の反作用を生んだりということがかなり考えられる場合もあるので、これは非公開にすべきだろう。そうでないと、先ほど課長がおっしゃったように率直な意見が出なくなるおそれがある。これは、その結果から見て非常にゆゆしき問題だと思えます。そういうことから考えれば、原則としては公開であるけれども、性質上これは非公開にすることの意味があるとすれば、非公開でもいいだろうというような、私はそういう判断をしましたということですね。

それで、事務局の方も、多分その審議の過程でこれは非公開にした方がいいだろうというふうな判断をしているわけです。私はそれを信頼したいということが2番目の理由です。

望月教育総務課長 この会議の会議録につきましては、市としての実施計画の素案が固まった段階までの非公開でございまして、その後は公開ということになるかと考えております。

名取委員長 ほかに。よろしいですか。

小田原委員 最後の話がよくわからなかったけれども、事務局の方で意思形成過程に支障があるというふうに心配するのであれば、やはり非公開にして、言いたいことをお互いに言った方がいいのではないですか。

成田教育長 齋藤委員さんからの御意見で、本当はやはりしっかりした活発な協議をしたいということと、やはりそれが市民に伝わっていくということが大事だろうと思う一方、この時期、意思形成過程ということ踏まえまして、やはり委員さんたちの率直な御意見をちょうだいしたいと思いますので、現時点では非公開でお願いできればと思っております。

小田原委員 今の意見につけ加えれば、公開にして言えなくなるということは多分ないだろうと僕は思うけれども、悪い前例として、声の大きい人しか発言できなくなるというようなことが心配されるということであれば、非公開にした方がいいだろうということだと思えますよ。

齋藤委員 わかりました。皆さんの委員さんの御意見はよくわかりましたので下げますが、ただ、先週の土曜日、市長さんのタウンミーティング、教育長さんと一緒にお伺いしましたが、そのときに、坂本部長さんはもちろんいらっしゃったと思いますが、市長さんの冒頭のあいさつで、とにかく公開していくという話をされておりましたね。市民の皆さんにできる限りのものを公開していく。間違ったときは素直に謝ると市長さんがおっしゃったの

には、私は本当に心から拍手を送ります。そういう姿勢は崩してほしくないと思います。
それだけつけ加えさせていただいて、了承いたします。

名取委員長　　ということで、時が来るまで議事録についても非公開ということで、齋藤委員も納得していただきましたので、原案どおり異議ないものと認めて、次に移らせていただきます。

名取委員長　　それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

初めに、日程第1、第13号議案、市長の権限に属する事務の補助執行についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長　　第13号議案は、市長の権限に属する事務の補助執行でございますが、具体的には、この議案の下のところに書かれておりますように、八王子市教育委員会教育長及び教育委員会事務局職員に対する東京都高尾自然科学博物館廃止に伴う博物館用地の本市への負担付き寄附に関する、議会への付議に係る事務の補助執行ということでございます。

その理由につきましては、その次の「写し」というところで、市長の方から教育委員会あてに、教育長以下の事務局職員に補助執行させる件についての協議の文書があります。その理由として、負担付き寄附につきましては、既にこれ以外にも教育委員会事務局職員に対する市長からの補助執行がございしますが、4行目にございするように、負担付き寄附は、この規則の第3条2項8号がございしますが、この8号に該当しないということでございます。8号というのは、教育委員会の所掌に係る寄附受領に関することというのが8号でございますが、負担付き寄附についてはこれに該当しませんので、規則に沿った形での補助執行ができないこととなります。したがって、ここで市長から協議が来て、それについて諾とするかどうかということでの御審議をいただくということでございます。

具体的内容につきましては、担当所管の方から御説明いたします。

米山生涯学習総務課長　　具体的な補助執行事務の説明に入ります前に、高尾の自然科学博物館に関する経過の概略を説明させていただきまして、内容について詳細に説明したいと思っております。

高尾自然科学博物館については、都庁改革アクションプランで抜本的な見直しが必要との結果を受けて、平成12年ですけれども、東京都と八王子市の間に高尾自然科学博物館

問題検討協議会を設置しました。この設置については、平成14年の1月の定例会について御報告させていただきました。また、同年4月の定例会では、同協議会の第1回から第4回までの協議内容の中間報告をさせていただきました。また、平成15年12月には、東京都博物館問題検討協議会である一定の方向性が出ましたので、定例会にて移管の条件や今後のスケジュールについて御報告させていただきました。

また一方、平成15年12月の市議会の文教経済委員会において、博物館の概要、東京都の検討経過、協議途中経過について報告しました。またこの間、新聞報道や議会での質問など、その都度、私ども生涯学習スポーツ部が主体的に取材や答弁をしてきた経過がございます。

それでは、市長の権限に属する事務の補助執行の内容について、小澤課長補佐から詳細に御説明させていただきます。

小澤生涯学習総務課主査 東京都が八王子に寄附を予定している土地は、従前申し上げましたとおり、東京都高尾自然科学博物館の跡地でございます。高尾町2435番地ほか17筆、広さが、実測面積でございますが、3,657平米でございます。この土地の負担付きの寄附に関する議会への付議議案に係る事務が、補助執行ということでの協議が参っております。

御存じのこととは思いますが、少し寄附について御説明をさせていただきたいと思えます。寄附には大まかに分けて3つの寄附があります。まず一般寄附。これは何に使ってもいいですよという、使途が何でもいいという一般寄附。あと指定寄附。これは、使い道を例えば図書館の用地にしてくださいねというような言い方で寄附される特定財源的な要素のもの、これが指定寄附。今回話題に上がっているのが負担付き寄附ですが、例えば図書館の用地のために私の土地を使ってくださいね、ここまでは指定寄附ですが、ただ、使っただけなかった場合に、使われなかった場合には返してくださいねという解除条件がついているようなものが負担付きの寄附という形になります。

今回の高尾の話ですが、東京都と八王子の話で5年以内に博物館機能を備えた施設を建設すること。当該機能、要するに博物館機能を20年間継続すること。こういう条件が入っております。土地の譲渡契約書の契約事項の中に、これを守らなければ土地を返して、返還するというような条項がございます。このことが負担付き寄附に当たってございます。

負担付き寄附については、地方自治法の第96条の9項によりまして議決事件でございます。要するに市議会が議決をしなければならないということでございます。その負担付

きの寄附の用地、土地に関するこの決定が市長権限でございますので、その事務について今回生涯学習総務課の方で補助執行を受けて、事務の遂行ということの協議が参っております。

説明については以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案についての御質疑はございますか。

細野委員　東京都の博物館の中に展示物がありましたよね。それをそっくり受け入れる。それを5年以内に建設したところに入れて、20年間は最低継続してやっていくということですよ。それについては、八王子市の教育政策上、非常にこれは重点施策として考えていいものというふうにお考えになっているのですね。

望月教育総務課長　はい。

細野委員　はい、わかりました。

小田原委員　内容についてはいいのですが、理由のところはわかりにくいけれども、普通こういうふうを書くものですか。参考の方の理由はわかります。ところが、写しの理由が、負担付き寄附にあたり、議会の議決が必要となるが、負担付き寄附はこれこれにあたらないため、補助執行をすると、そういう読み方ですね。

望月教育総務課長　2つございまして、負担付き寄附は議会の議決が必要だということと、だから補助執行するということとは別なことでございますけれども、既にご覧の規則の3条2項の8号で規定されておりますのは、教育委員会の所掌に係る寄附受領に関するということと、これは教育委員会の事務局職員が補助執行をできることになっておりますが、この解釈の中には負担付き寄附ということが、一応取り扱うという範疇に入っていないという解釈の中で、この規則に従ってはそのままでできないので、協議をし、ここで改めて決定して、事務局の職員にこの事務をとり行わせるというものでございます。

小田原委員　では、そういうふうを書くべきではありませんか。負担付き寄附に当たると議決が必要となるが、これこれ市長の方の寄附受領に当たらないためなんていうから、何か話がずれてしまうんです。

望月教育総務課長　はい。

細野委員　政策効果の分析というかな、年にどれくらい入って、それがどういう効果を持つんだというようなことを少し精査されているのですか。

望月教育総務課長　もしよろしければ、第14号議案の意見聴取の中に、この受領に当た

っての議案を市長が提案するに当たって、教育委員会に意見聴取があります。その中で具体的な中身のこの受領自体についての御審議をいただければありがたいと思いますけれども。

小田原委員 14号議案は秘密にしているのに、そういう話をしちゃまずくないですか。

細野委員 そういう部分が出て来ますね。

小田原委員 都の中で採算がとれなくなっちゃったのでしょうか。

細野委員 だから、それを言っているわけですよ。

小田原委員 そして、これを廃止するぞというふうになったら、だんだん入館者がふえてきたのですよ。だから、これはやり方によってどうにでもなる感じでしょうね。

名取委員長 その前に、14号議案でお話をさせていただいてもよろしいということですね。

望月教育総務課長 もちろん支障はございませんけれども。

米山生涯学習総務課長 支障のない範囲で、お答えいたします。

細野委員 要は、何人じゃなく、具体的な施策がどうのこうのではなくて、八王子市としては、環境教育とか、自然教育というのはこれから力を注いでいかなきゃいけないと。コスト、費用効果分析すると、確かに入場者とか、そういうところではコストが割れるけれども、効果を考えたらそうではないということがはっきり今作業をしていて目に見えてきたから、これを協議事項に付しましたと、こういう話だよ。いや、そう言ってほしいのですけど。

米山生涯学習総務課長 実は、高尾自然科学博物館の東京都からの話し合いの中で一番問題視したのは、都庁の総務局が判断した、高尾自然科学博物館については抜本的な見直しを図りなさいということでございます。確かに11年ごろは8万人ぐらいだったのが昨年は12万人になった。利用者がふえたのです。それは、都庁のアクションプランで廃止が妥当だと言ってからふえてきたわけですね。それが、そこにいる職員がかなり努力したという部分が非常にあると思うのです。当然そういう施設については、1つには、やはりその職員の熱意とかいうものがかなり有効に生きてくる部分がございます。

当然東京都と八王子は体力差がございます。八王子が同じような状況でできるかということなかなか難しい部分で、細野委員さんの言う高尾自然科学博物館の資料の扱いについては、基本的には教育委員会というか、私どもの方の考えとしては、高尾は観光で年間250万人訪れますので、あそこに建設する新施設については、高尾の資料だけを集中させたい。40年間集めた約8万8000点の資料のうち、高尾の資料はあそこでやりたい。但し

それ以外の部分についてはほかの場所で見つけて、当然これからの環境教育、自然の教育というのは、公害問題とかの部分で非常に重要になってきますが、東京都とは、その部分についてはほかの場所、オール八王子でやらせてくださいということで、今後は高尾以外の資料については検討し、きちっとした展示をしていきたいという形で考えております。

名取委員長 よろしいでしょうか。

齋藤委員 ちょっと関連になってしまうかもしれませんが、勉強のためにちょっと教えていただきたいのです。先ほどの説明で、負担付き寄附というのを初めて耳にしたわけですが、その前に指定寄附というのがあるって、指定寄附というのはこう使わなきゃいけないということが指定されている。

小澤生涯学習総務課主査 要望です。言ってみれば要望ですね。

齋藤委員 その違いがわからない。

小澤生涯学習総務課主査 要望という言い方は変ですけども、要するに、使い道が指定されてきた寄附が指定寄附です。ただ、変な言い方ですけども、それを破ったらどうするのか、という規定がない、相手方の要望という形での取り扱いになります。要するに罰則規定がないというのと同じような形だと思っておりますが、そこで指定寄附と負担付き寄附というのは分けて考えられます。ですから、今回も東京都と譲渡契約を結ぶのですが、譲渡契約を結ぶ書式の中にそういう解除要項というのが入っているのです。ですので、今回負担付き寄附という形になりましたが、そういうものが何も載っていないものでしたら、これは負担付き寄附ではなく、変な言い方ですが、指定寄附の扱いで市議会の議決は必要になっていたと思います。

名取委員長 この項につきまして、いろいろ御意見も出していただきました。ありがとうございました。ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいですね。

ただいま議題となっております第13号議案につきましては、説明していただきましたが、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第13号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第3、第15号議案、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択方針についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事　平成17年度の八王子市立小学校使用教科用図書の採択方針の関係でございますけれども、まず学校教育法におきまして、原則として学校は教科書を使用しなくてはならないというふうに規定されております。また国は、義務教育無償の精神にのっとり、市町村教育委員会等の採択した教科書を児童・生徒に対して無償給与するというふうに教科書の無償措置法によって決まっております。さらに、学校教育法におきまして、この教科書は原則として文部大臣の検定を経た教科書、または文部省において著作権を有する教科書を使用しなければならないという形になっております。

それを受けまして、地方教育行政法第23条に基づきまして、教科書の採択権は公立学校の場合は所管の市町村の教育委員会になるという形になっておりまして、本日は、それに基づきまして、来年度以降小学校で使います教科用図書の採択方針につきまして、検討をお願いするものでございます。

担当の方から説明させていただきます。

矢崎指導室主査　それでは、第15号議案、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択方針について説明をいたします。

その前に、ちょっとミスプリントがありまして、非常に申しわけないのですが、議案の2枚目、裏側のところに、3に調査研究というところの字が、「調」が抜けておりました。申しわけありません。

それでは、小学校で使用される教科書は平成17年度から新しくなりますが、今年度、八王子市が使用する教科書はどこの発行者のものを使用していくかという採択の業務があります。現在、教科用図書選定委員会におきまして、新しい教科書の調査研究が行われております。教科書の内容、構成・分量並びに図形・写真等の表記及び使用上の便宜などについて幅広く調査検討を行っております。採択までの期間がそれほど長くとられていないために、前回の委員会の懇談会でお示した調査研究のための観点の中で御指摘がありました4の使用上の便宜、(3)のところに、「印刷」という次に「装丁」という文言を入れさせていただいております。その観点に基づきまして調査研究を進めております。今回、採択の目的、方法も含めまして、採択方針ということで提案をさせていただきました。

1番、目的ということで、これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、文部科学省の検定を経た平成17年度小学校使用教科用図書の中から、各教科の種目ごとに一種の教科用図書の採択を八王子市委員会において行う。

採択の方法としては、八王子市教育委員会は、文部科学省告示の学習指導要領に示された各教科・分野の目標等を最もよく踏まえている教科書を選定するなどの観点から、「平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要領」に沿って教科用図書の専門的な調査研究を行うとともに、東京都教育委員会の指導、助言も得ながら、地域の実態に即した教科用図書の採択を行う。

調査研究は、次の項目について各発行者による教科用図書の違いが明瞭にわかるように行う。

(1) 内容、(2) 構成・分量、(3) 表記・表現及び使用上の便宜。

3としまして、調査研究にあたっての観点。次の観点により調査研究を行うということで、次の項目、観点につきましては前回の懇談会にて説明申し上げましたので、ちょっと略させていただきます。

次に、観点の項目に評価をいろいろつけられないかということですが、東京都の見解によりますと、教育委員会で示す資料を文章で表現することには問題ないということですが、具体的にA、B、Cという評価をつけるということは、教育委員会がみずから決定するという本質からはちょっと離れてしまうという見解をいただいております。

次に、採択決定までの予定ですが、東京都への提出が8月末までとなっております。国語、算数など9科目を決定するわけですが、8月11日の定例会が採択の最終決定といたしますと、その前、7月14日、28日、2回程度に分けて協議を行っていただくということを考えております。

説明は以上でございます。

名取委員長　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

細野委員　先ほど評価をしてもらうということの意味ですけれども、これは東京都の委員会に対して、4項目、プラス、総合所見とありますよね。それに対して、それぞれの項目について1から4、1から3とありますよね。それぞれの項目について5段階とか何かで評価することはだめだということを行ったのか。この教科書はAだよ、この教科書はBだよ、この教科書はCだよということについてをお聞きしたのか、どちらですか。

矢崎指導室主査　両方です。前者及び後者、両方です。

細野委員　前者について、なぜそれが絞り込みになるのかということの意味が私はわからない。

矢崎指導室主査 教育委員会がみずから決定をするということから、少しはなれてしまうのではないかとことです。

細野委員 一定の参考データとしてそれを言っただけということだけれども、それについてはどういうふうに東京都庁の教育庁は言いましたか。

矢崎指導室主査 文言及び文章であれば。

細野委員 文章だって、勧めるという形で答えてくるわけでしょう。例えばここにある「児童の発達段階を十分配慮している」とか、そういう形で文書が返ってくるのですよ。それと、A、B、Cとそれぞれの項目をつけることと、どういうふうに違うのか私は聞きたい。

岡本学校教育部参事 結果的に、例えば(1)番で言いますと、「児童の発達段階に対する配慮がある」という形で、例えば4社教科書があると、4社につきまして、それぞれ配慮の度合いにつきまして検討委員会の方でまとめてくると思います。そうすると、その中で大変配慮がある、あるいは不十分であるという観点がでてまいりますので、それを検討委員会の方から直接教育委員会のこの場で説明していただきまして、そこでいわゆるどの教科書が一番ふさわしいかということをお委員さんの方に伝えていくような、今年度そういうシステムをつくったので、それはクリアできるかというふうに考えております。

細野委員 それと、今の絞り込みをつけることは好ましくないというのとどういうふうに違うのですか。

岡本学校教育部参事 例えばA、B、C、Dという段階といたしますと、必然的にAが幾つというふうに数値で出てまいります。そうしますと、いわゆるAが幾つあるという形で、これはもう実際には多い少ないというのは数字で見えてまいりますので、教育委員さんが決定するときのものと材料にはなるかもしれませんが、いわゆる東京都が言っております絞り込み、あるいは教職員の投票によってやられるようなシステムはよろしくないというところに私はかかってしまうので、これは望ましくないというふうに考えております。

細野委員 それを全部うのみにするというわけではなくて、専門的な方々がどういう形で評価を下したのかということをお我々は参考にして、我々が実際に教科書を見て、これでいいですね、皆さんの識見なり知見はよかったというふうに再確認する。あるいはだめだよと、我々の方で選びますよという、その判断のためなのです。絞り込みなんかしてもらってはいないわけです。そのところをどういうふうに教育庁の方にお示しになったかわ

からない。

我々は、そのデータがあるかなしかによって、作業の効率性も上がりますし、どういう観点を見て、本当に彼らがやった評価というのは正しかったのかどうかも見る事ができるわけです。ですから、そう言っているわけ。ですから、点数をつけることと文章で書くことは全く異なるわけですよ。そのことをどういうふうに都の教育庁は考えているのか。私は、彼らの回答というものは非常に水準が低いと思う。私はそれについて直接東京都の教育庁の方に聞きたいと思っている。

岡本学校教育部参事 先ほど担当の方からも説明ございましたように、文章で表現することについては、それぞれ特性が出るので、そのような形での報告書のあり方が望ましいというふうに東京都は考えていると私どもは受けとめております。

細野委員 皆さんの責任のことを言っているわけではないのです。東京都の教育庁の水準が低いと私は言っているわけです。このスケジュールどおり行っていいですよ。ことし、相場としてまずやってみましょう。だめだったら、ちょっと変えましょう。それで私は結構だと思います。では、どういう形の文言が書いているのか見てみましょうということで、私は結構です。

小田原委員 細野さんと同じことを言うのかもしれないけど、数年前はA、B、Cでやっていたよね。最初のころは。齋藤さんがやっていたころはどうでしたか。

齋藤委員 絞り込みはありましたね。

小田原委員 絞り込みとは言わないけれども、A、B、Cという評価はつけていなかったか。

齋藤委員 例えば教科書が何社かあった場合は、2社か3社ぐらいに切ったと思いますよ。それで、A、B、Cとありましたが、これは説明のときに言ったのは、あくまでもAが上で、Bが下だという意味ではありませんということでは言っていました。A社、B社、C社というような言い方をしているということでは、それは苦しいという気がしました。

小田原委員 それを今度文言にしるというのは、どういうふうにそれを変えてきたのか、そこら辺はわかりませんか。ことしは、A、B、Cでやらないのですか。

岡本学校教育部参事 その件につきましては、平成13年2月8日付の都の教育委員会の教育長名で各市町村の教育長あてに出た文書がございまして、その中に「教科書採択事務の改善について」という形で通知が出ておりまして、教職員等の投票によって教科書が選ばれているとか、それから、事前に絞り込みが行われて教科書が決まっていたりとか、

そういうことがないように改善するという形での通知文が出まして、今の考え方は、その平成13年度以降、そういう考え方に基きまして私どもが都から指導助言を受けている内容で、本市としてその中で工夫をした形が、今年度検討委員会の委員さんからじかに教育委員会の方に今のような各教科書ごとの特性を具体的に述べていただいて、その場で教育委員会の参考にしていただく。それによって、A、B、C等の段階をつけなくても、速やかに適切な教科書が選べるシステムを今年度は八王子市ではつくったというふうにとらえております。

細野委員 では、一応期待しています。

小田原委員 それはいいけれども、音楽とか図工は2社ぐらいだからいいですよ。2冊ぐらいだからいいけれども、国語とか社会科になると何社もあるわけでしょう。それを各委員が各A社からK社まで、文言でこれはこうです、こうですと私たちが説明するわけですか。そういう機会をつくるということでしたか。

名取委員長 それは指導室の方でやっていただけるわけですよ。

岡本学校教育部参事 検討委員会の委員の方が調査研究した資料をもとに説明させていただく。それを今議論になっているような部分を改善も加えながらわかりやすく説明する。そのようなシステムをとりたいというふうに考えております。

齋藤委員 恐らく経緯を考えますと、先ほどの小田原先生からの質問もそうですが、私は、前々回の教科書採択のときに保護者の代表で立ち会っているのです。そのときには、例えば余りにも多い教科書については数社になってきていたと思いますよ。それが今回変わってきたというのは、きっとその採択の仕方にどこかに問題点があったのですね。

平たく想像して考えてみると、一部の先生方の、何か数の圧力のようなもので決められてしまうような危険性を回避するために、こういう形にしたということは確かに想像できます。しかしその一方で、このやり方が今後ずっとなっていくと、本来教育委員というのは、レイマンコントロールという思想からしても、教育の素人の方が好ましいということが書かれているわけですよ。

たまたま今、ここにいらっしゃるのはみんな先生の経験者の方だから、まだ選べるかもしれませんが、将来的に本当に素人が、私のような素人が選ばれてきたときに、社会科の教科書を選べ、国語の教科書を選べ、選べるでしょうか。専門的な先生方が一生懸命部会の中で選択をなさってこられるのをある程度尊重していかないと不可能のような気がしますけれども。私は相当苦しみますね。これらのものに対しては一生懸命私なりに読みます

が、やはり部会としてはこのあたりでやってもらいたいという意思表示がある程度見えてこない、全くさらの段階の報告書だけだと教科書を読んで選べということになってくると、これから先このシステムが正しいやり方だとはちょっと思えません。今回は試しにやらざるを得ないのかもしれませんが、少し検討の余地があるような気がします。

名取委員長　そうですね。来年度は中学もあるようですから。

小田原委員　だから、これは、例えば調査研究に当たっての観点があるでしょう。それで、1の(1)なんていうのは、配慮があるといったら、ある、ないの2つなのです。それで、ややあるとか、やや欠けるというのがくっついて5つぐらいになるのかもしれませんが、だから、そういう文言を言わなくたって、そういうのは出てくるだろうと思います。多分出てくるだろうと思っていますけれどね。

それで、素人という話があったけれども、なまじ知らない方が、苦しむ中で選ぶのが一番いいだろうと僕は思います。それであだこうだというのが出てきた上で、こうだというふう悩んだ結果を示す形があればね。特に社会科の専門の人が自分の考えでこれだというふうに決めるよりはいいだろうと思います。皆さん、生徒が読んでわかるというか、いいというのは、素人が読むのと同じ観点だろうと思いますからね。教え方とか何とかという観点で選ぶよりは、そっちの方がいいだろうというふうに思いますね。

齋藤委員　よくわかります。それで、細野先生は、そのA、Bとどこが違うだということと同じように、私は希望として、なるべく私にもわかるような総合所見が出てくることを望みます。その先生方の意思がうまくはっきり読み取れるようなものにしていただきたい。それを参考に私なりに一生懸命やりたいと思いますけれどね。

小田原委員　希望としては、指導の視点、児童の学習活動の視点、総合的にどうだと、そういう話で示してくれればいいということですよ。もしそういうふうに言うのであればね。

細野委員　我々が見るのは、八王子の教育をどういうふうに持っていこうとしているのか、その総合的な観点からどういう教科書を選ぶべきかということだと思いますよね。

名取委員長　そこら辺、どうですか。改善というか、今の御意見を参考にしただけです。

岡本学校教育部参事　今回、まず教育委員の皆さん方に教科書が全部お渡しできるということは、今までと改善されている点だと思います。それから、学校、あるいは調査部会の中から出てきました報告をもとに検討委員会の方でまとめる際に、今お話があったような

視点で、この場での議論がより効率的に進むような、そのようなシステムを今検討委員会でも何度もやりとりをしておりますので、その辺で今までと違ったシステムになっているというふうに私どもは認識しておりますので、今のような視点も踏まえながら、まだ調査は始まったばかりでございますので、その意味での改善をしながら、採択化の調査研究が進められるというふうに考えております。

名取委員長 ぜひこの委員会の考えを浸透させていただくように、頑張ってくださいと思います。

細野委員 調査部会のメンバーにいらしていただいて、お話をお聞きするという機会がありますか。皆さんがこう書いたけれども、その総合所見については少し疑義がある、あるいはここのところはよくわからないというときに、その担当の方にいらしていただいて意見を聞くことはできるのですか。

岡本学校教育部参事 定例会のときに。

細野委員 定例会の方にその方々がいらっしゃるわけ。

岡本学校教育部参事 はい。スケジュール表が最後に加わっておりまして、7月14日、それから7月28日に既設検討委員が資料をもちまして説明させていただく予定を考えております。そのような場を持って、8月11日に最終的に採択をしていただく、そのような流れになっております。直接説明させていただきますので、その折に不明点があれば聞いていただければ、さらに補足説明の中で不明点がはっきりしてくるというふうに考えております。

細野委員 では、その前に、彼らの書いた調査表みたいなものを我々にもらえるわけですね。

岡本学校教育部参事 第3回の検討委員会が7月8日でございますので、そのときに教育委員会に報告するための資料ができ上がりますので、日にちはそうたくさんはないですけども、事前にお渡しすることは可能だと思います。

細野委員 では、ぜひお願いします。

名取委員長 この8日に検討委員会を開いて、修正等は考えられませんか。そして、この14日に間に合いますか。

岡本学校教育部参事 最終的には8月11日が採択でございますので、その中で14日、あるいは28日の中で御意見をいただきながら、よりよいものに変えることはできるかと思っております。

名取委員長 いや、私が今お聞きしたのは、8日に第3回の検討委員会がありますね。ここで検討されたものが14日に説明に出していただけるということでしたね。それまでに8日に検討したことが速やかに私たちの手に入って、そして14日の協議に間に合わせていただけるものかどうかということをお聞きしたのですが。

矢崎指導室主査 最大限努力をいたします。それと、協議が2回ほどありますが、全科目、9科目というのは、少し日程も長くなりますので、科目は分けさせていただくということになろうかと思えます。

小田原委員 この日程だと、実質的にはできないと僕は思っています。日程を分けるというのは、14日に出るのと、28日に出るのとの2つに分けるというわけでしょう。

矢崎指導室主査 そうです。

小田原委員 だから、28日までは時間はたっぷりあるけれども、14日にかかる分は、最大限努力すると言うけれども、本当にこの日程でいけば、8日にやった検討委員会の資料はいつ届くのですか。土日寝ないでやるという話でやっても月曜日でしょう。だから、その前に、8日にやるということは、多分7月1日までにやって、8日はできたものをあした金曜日に渡しますよという段取りだと推測できる。

2回に分けると言うけど、2週間あけて2回に分けるというのは、これはちょっと乱暴だろうと僕は思いますよ。2回に分けるなら、例えば14日と15日にやるとかというような形ではないのかなとは思いますが。1週間もあけないうちに2回一緒に9科目なら9科目をやって、そこで何か問題があれば、次の定例会にかけるという、そういうふうになっているのではないかなと思うけれども。11日にどうするかというと、最終的な採択になるだろう。これらは公開ですか。

矢崎指導室主査 はい。

小田原委員 そうしたら、どういうふうになるかよくわかりませんがね。

細野委員 毎年こういうスケジュールでやってきたのですか。

岡本学校教育部参事 ことは、定例会の回数というか、協議をいただく回数も例年よりは多くとってあるというふうに認識しております。

細野委員 何でそういう話をしたかといいますと、教科書特別展示期間に我々が目にするわけですね。あらかじめそのイメージを浮かべて、そして選定検討委員会の報告書を見る。こういう形がいいのか。それとも、選定検討委員会の方からの報告資料をあらかじめ目を通してから、どこにポイントがあるのかということから展示している教科書を見るという

のと、どちらの方が効率的だと思うか。そのあたりの御意見を聞かせていただきたい。

岡本学校教育部参事 当然、最初に検討委員会の大体の方向性が見えたものをもとに御協議いただいた方がよろしいとは思いますが、日程的な部分でこのような形でお願いせざるを得なかったというふうに考えております。

細野委員 何の日程ですか。

岡本学校教育部参事 調査部会、あるいは検討委員会が作業を進めていく日程の関係でございます。

細野委員 よくわからないけれども、教科書展示期間に我々は見せてもらえますよね。

岡本学校教育部参事 はい。

細野委員 それはずっとそのままとどめておくのですか。またお返しするのですか。

矢崎指導室主査 6月に入りましたら、教科書が委員さん用に来ますので、それは御自宅までお送りさせていただきます。それは採択が終わるまで保管していただいて結構でございます。

名取委員長 採択が終わった後は。

矢崎指導室主査 終わった後は、不要ならば戻していただければ、図書館とか、それから転校生で、教科書を持ってこられない転校生もおりますので、そういった児童の方に役立たせてもらえばと思っております。

名取委員長 書き込みなんかはしちゃ困るね。

矢崎指導室主査 どうしてもとどめておきたいということであれば置いておいていただいても結構ですけれども、戻していただければ、それなりの用途がございます。

名取委員長 前に戻りますけれども、この予定表は、小田原委員から連続してやった方がいいのではないかとということですが、これについてはいかがですか。このとおりという意見も出ましたけれども。

矢崎指導室主査 一応7月8日までに、全科目につきまして検討委員会の方で一定のまとめができますので、定例会が14、28日と離れているのを、もしも連続で設定ができるならば、検討委員会あるいは事務局としては対応できるかというふうに考えております。

名取委員長 あとは委員会の問題ですね。

小田原委員 定例会の中身の問題になるわけですね。

名取委員長 そうしたら、このことは一応現在このようにしておいて、事務局とも相談をして、もし委員さんが連続して集まれるようなら、そのような方法ということでいかがで

しょうか。

成田教育長　　この14日の協議というのは、ここを基本にしますと、連続というと、15、16日ぐらいだろうと思うんですね。ここは教科書のことについて協議を特化しますので、小田原委員さんの御意見をちょっと私どもの方で、皆様の委員さんの御予定ともう一回詰めさせていただけますでしょうか。

細野委員　　これはすごく大事なことですよ。第4回の選定検討委員会というのは、大体絞り込みがずっとできてくる仮定の話ですよ。そうすると、14日のものを踏まえた形でこの選定委員会が開かれるわけですか。14日の定例会での協議結果を踏まえて、その第4回の選定検討委員会が開かれるわけですよ。そのときにどれくらいの調整とか、いろいろその期間が必要なのか。そんなに時間をとらないなら、これでやっていいだろうと思います。

小田原委員　　私が聞いていることと、こちらの事務局が考えているのはどうも違う感じがしたのですよ。どうも第3回と14日がセットなのです。第4回と28日がセットなのです。だから、1回目、2回目と、そういうふうに取り取るべきですね。わざわざ第4回の選定検討委員会をつくっているというのは、3回と14日を踏まえて、第4回と28日というふうに設定しているのではない。僕は、それはセットではないと思っているから、くっつけてやった方が効率的だし、集中的にできるだろうというふうに思います。だから、前半4科目、後半5科目というふうにするか。

細野委員　　第3回るときに全科目について報告資料を出すと言っているから、そうではないでしょう。

小田原委員　　そうではないなら、何で2回に、28日に分けてやると言っているのか。

細野委員　　だから、14日にその報告資料を我々は読んでおいて、その協議を踏まえて、第4回をやるのでしょうか。そういう意味でしょうか。

小田原委員　　私もそう思うんですよ。

岡本学校教育部参事　　3回の選定検討委員会が終わった後に定例会で半分やって、4回の選定検討委員会が終わった後に残りの半分をやるという、そのような段取りということでございます。

細野委員　　そういうことなのですか。

齋藤委員　　半分ずつやるわけだ。

細野委員　　全科目はもう8日に出るけれども、半分ずつやるということですね。その半分

ずつのやり方はどういうふうなやり方なのですか。

岡本学校教育部参事 一応教科ごとによって教科書の数が変わりますので、大体2回の教科書数のバランスがとれるような形で、国語から体育までありますので、教科を分けたいというふうに考えております。

細野委員 そういうやり方もあるけれども、機械的に決められるのは早くやって、少し議論が必要だろう教科を後ろの方に持ってくるとか、それはどちらの方がいいか私は知りませんが、少し御検討いただきたい。単に仕事量が半分にするなんていうことはあり得ないでしょう。

名取委員長 定例会の中でこれだけの時間的な余裕がありますかね。おそらく通常の定例会の内容も相当あると思います。その上に教科書となったら、教科書を余り簡単に決めるわけにもいかないと思うのですね。

細野委員 そうすると、今までの話がみんなひっくり返ってしまう。

名取委員長 そうなのですよ。

細野委員 実質的に議論をしなきゃいけないですよ。

名取委員長 そうですね。

齋藤委員 私も全く同感ですが、それを考えたときに、やはり第3回と第4回の日程と定例会までの日程が余りに詰まり過ぎちゃっていますよね。想像できるに、木曜日に会議をして、資料を作成するのはやはり金・土でしょう。恐らく配付されるのは月曜日だというのが想像できますよね。我々はそれを読めるのは2日間で定例会を迎えるわけですか。相当定例会が大変になりますよね。

小田原委員 僕も細野さんもそういうふうに思っていたけど、事務局はそうではないのですよ。第3回目の検討会は既に固まったものを確認して、翌日の金曜日には渡せるようにする段取りだと思います。

細野委員 提案です。14日の定例会は、選択する教科書は少ないものからまずやってください。28日方は選択の教科書数が多い分、それをじっくりやらせていただく。だから、そういう形で少し按分してくれませんか。

小田原委員 中学は来年ですか。

岡本学校教育部参事 中学は来年になります。

小田原委員 とりあえず小学校がことしということですね。

成田教育長 先ほど委員さんの方からありましたけれども、定例会を続けて設定したらど

うかという案ですが、やはりこの原案の方へ戻しますか。

小田原委員 事務局と違うことを私たちは考えているから、我々は第3回の検討委員会後に資料を全部下さいと言っているのですよ。それで、14日には2冊ぐらいで済むものを組んでほしい。それで、28日にはそれまでに私たちが勉強するから、それをきちんと中身と照らし合わせて28日に臨むから、そういうふうに考えているわけです。それでいいの、そういうふうにやって下さいとお願いしたい。

岡本学校教育部参事 もともとの日程が14日、28日の定例会に合わせてつくった日程でございますので、この日程をそのまま使うということであれば、今のような考え方に沿って事務局の方は対応したいというふうに考えています。

小田原委員 そういう意味では、第4回検討委員会というのは要らなくなりますよね。

岡本学校教育部参事 はい。

小田原委員 僕は、この案件は大変だろうから、例えば14、15日と集中してやるべきだろうと思っている。もっと言えば、定例会以外のところで、教科書特別教育委員会というのをやるべきではないかなとは思いますが、小学校の場合はそれほど時間をとらなくてもできますということであれば、この定例会の中でこの日程で組んでも、僕はいいですよ。

齋藤委員 ただ、よほど事前の勉強をよくしていないといけませんね、今のお話では、例えば28日に発行社数の多いところということになってくると、例えば国語なんかは7社あったとする。そうすると、その間に幾ら個々が一生懸命勉強してきても、定例化の場で5人の委員が全部違うところを推してくる可能性もあるわけですよ。そこから1冊に絞り込むというのは相当時間がかかりますよね。

小田原委員 それを、最終的に8月11日に決めましょうとなるわけですね。

齋藤委員 それは11日になるわけですね。その可能性はありますよね。7社ぐらいあったら、幾ら僕が勉強してきても、全員が違う教科書になっちゃうと、それはあるでしょう。

小田原委員 それは、7冊あれば、僕は全部が違うと思っていますよ。2冊だったら、どっちかに偏るだろうと。

細野委員 だから、28日の日の模様を見て、11日が採択だったら、そのあたりで臨時にもう一回やるかとか、大体のことを決めておきましょう。

齋藤委員 そうですね。

小田原委員 だから、夏休みなしということ考えた方がいいですよ。

名取委員長 ほかに御意見がございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに意見もないようであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第15号議案につきましては、ただいまの意見を尊重した上でこの予定に従いまして、原案のように決定したいと考えていますけれども、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第15号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

名取委員長 それでは、報告事項となります。

教育総務課から順次報告願います。

鎌田学校教育部主幹 それでは、お手元の資料、中ほどの方になるかと思いますけれども、犯罪情報ネットワークという資料になっているところからでございます。

不審者情報の連絡体制の関係でございますけれども、これまで不審者情報の情報提供一元化というようなことにつきましては、必ずしもうまく機能していなかった面がございまして、場合によって御迷惑をおかけする状況もあったかと思えます。そこで、私どもといたしましても、市長部局の方の生活安全部と調整を図りまして、何点か体制づくりといたしますか、確立をした点がございますので、今回御報告させていただきたいと思えます。

まず1点目になりますけれども、不審者情報等について、お手元の犯罪情報のネットワークにのっとりまして、現在では全市的な連絡網を確立しております。

そのうち学校に関連する情報につきましては、警察からの情報、あるいは学校からの情報が中心となりますけれども、点線で示してありますが、この点線の流れに沿いまして伝達され、市の防犯対策の所管であります暮らしの安全安心課から各事業所管課を通しまして、各施設あるいは団体に連絡がされることとなります。

これを教育委員会中心に図式したものが2枚目の資料になります。警察、学校からの情報につきましては、指導室の方に一報という形で入りまして、指導室と学校、あるいは警察との連携調整の上、教育総務課に情報として流されます。それとともに、指導室から各学校に連絡が入り、またその先のそれぞれの関係団体に伝達されるという方法になっております。教育総務課からにつきましては、市の中心的な位置づけになっております暮らし

の安全安心課に連絡するとともに、各委員さんに必要に応じて情報提供しているところがございます。

この点で情報提供が錯綜してしまう。あるいは、不十分な面があったということで、御迷惑をおかけした点があったかと思えますけれども、今後は、この連絡網に従いまして、情報が入り次第御連絡してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3枚目の方に移らせていただきます。3枚目のものにつきましては、不審者情報等のランク別の対応基準というふうにお示ししておりますけれども、おおむね手元の資料の基準によりまして対応してまいりたいというふうに考えております。

まず、ランクAでございますけれども、緊急性が高く、全市的に影響が及びそうな事案ですね。この場合には、学校等に一斉集団下校等の指示をするとともに、先ほどのネットワークを通じまして全市的に情報の提供をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

それから、ランクBにつきましては、緊急性が高いものの、地域限定で注意が必要であろうと考えられる事案になりますけれども、それにつきましては、その地域に関連した学校に対して集団下校等の指示をするとともに、ネットワークによりまして、その地域中心になりますけれども、情報提供を進めたいということでございます。

それから、ランクCでございますけれども、これは時間の経過等も含めた中で、緊急性がなくて、その学校のみでの注意が必要な事案ということになりますが、これに関しましては、その特定の学校に対しての注意の呼びかけ、あるいは情報伝達としましては、暮らしの安全安心課に連絡をしまして、必要に応じての情報提供という形を考えております。

しかしながら、具体的な内容ということになりますと、ここにあらわれないようなもので千差万別のものでございますので、個々の状況によりまして、それ以外のものも含めて判断していきたいと考えておりますし、委員さんに対しましては、基本的にランクA、Bのものについては積極的に御連絡差し上げたいと思えますが、それ以外のものについても必要に応じた対応はさせていただきたいと考えております。

次に、最後になりますが、4枚目の方をごらんいただきたいと思えます。仮称となっておりますけれども、各関係団体との情報交換を行うための組織づくりにつきましても、いろいろと御意見をちょうだいしているところでございますけれども、お手元の資料のとおり、暮らしの安全安心課を中心といたしまして枠組みづくりを行っております。ちょっと市の担当所管の中に暮らしの安全安心課自体が入っていませんけれども、これは大元

ということで御理解いただきたいと思います。

学校、PTA、町会、自治会、こういったものを初めとする各種団体との協力体制維持のための意見交換、あるいは情報交換の場として役立てたいと考えておりまして、実際に市には、安全対策全般についての取り組みを行います生活安全対策協議会というのがありますけれども、不審者対策等、こういった身近なものについての対応ということになりますと、この連絡会を通しまして、全市的な取り組みについて学校教育としても協議してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

報告の方は以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

細野委員　犯罪というのは、予防が一番大事なのですね。そうすると、事前にそういう情報ネットワークというのは非常に大事で、例えば市にホームページがございますでしょう。これはもうGISを使って全部わかるようになっているのでしょうか。

鎌田学校教育部主幹　それは、市の方で追えるということですか。

細野委員　デジタルマップが何かにして、何月何日、こういうことが起こりましたというのを全部だれでも見られるようになっていますか。

鎌田学校教育部主幹　ただいまの件ですけれども、情報として一定のものはありますが、地図情報等でその場所の特定ができるような提供はしておりません。それは、こちら側が持っている情報につきましては、学校からの連絡等によるものすべてを一応把握はしていますけれども、実際の事件性、あるいは本来の事件であったという確認がとれるまでに相当時間を要しますことと、あと、警察関係の方から情報の開示について一定の制限が逆にかけられてしまうところもあります。

それと、特定な場所を地図上で示すようなことになると、学校、あるいは生徒の特定につながる可能性があるということで、保護者等からもちょっとその辺については慎重な対応をとっているのを求められている部分もありまして、その辺は情報提供の部分と個人情報の保護的な部分でのジレンマになりますけれども、そこまでの情報というのはなかなか難しいというふうに考えています。

細野委員　これは情報の出し方があるわけですよ。何歳の子どもがどういうことをやった、じゃなくて、こういうことがありましたということは、既に大和市でも地図情報でそういうことを全部やっているのですね。例えば八王子なら八王子の中で事件があるわけです。

G I Sなんかは、どこの何番地にこういうことが起こって、さらには、どの集合住宅がどのあたりにあったかという、ずうっと何段階にもできるようになっているわけですね。それがコンピュータのいいところですよ。

犯罪情報というけれども、犯罪情報ではないですよ。防犯情報になっているわけですね。予防という形なのだから、犯罪情報にしないで、予防するには防犯情報にしなければならぬ。防犯の視点からすると、どういう情報システムをとって、どういうネットワークを使わなきゃいけないのか。そのあたりのところを少し考えてほしい。

これは教育委員会事務局のやることじゃなくて、暮らしの安全安心課がよく頭をひねらなきゃいけないけれども、そういうことを教育委員会の方では意見があったよということをお伝えいただきたい。

鎌田学校教育部主幹　ただいまの件ですけれども、暮らしの安全安心課の方と調整してまいりたいと思います。暮らしの安全安心課としましては、地図情報という形ではありませんけれども、一応犯罪情報といったような形で、事件の概要等をインターネット上では示している部分がございます。ただ、その部分で中心になっておりますのが、例えば空き巣であるとか、窃盗といった事件が中心で、不審者関係の情報についてはまだ具体的な取り組みがおくれている状況がありますので、その辺も含めまして、こちら側からも調整を図ってまいりたいと思います。

小田原委員　今の質問で、暮らしの安全安心課とは調整してまいりたいという話でしたけれども、答え方としてはそういう答えでいいけれども、これまでいろいろお話ししてきたことで、暮らしの安全安心課とどういう調整をされましたか。

鎌田学校教育部主幹　ただいまの関係ということですか。

小田原委員　今までいろいろこういう件について申し上げてきたことがあったけれども、暮らしの安全安心課と皆さんとではどういう調整、どういうことをやってこられたかと聞いているのです。やっていなかったらやっていないでもいいですよ。というのは、僕はやっていないと思っているんです。こういう事件が幾つも起こったので、あれからどうなったかというのは僕には全然わかりませんが、あれからぱったりなくなっていると理解してよろしいですか。連続して2カ月から3カ月に20件だか30件起こった事柄というのは、もう何にも知らされていないけれども、ぱったりなくなっちゃったんですか。

今言っているのは、犯罪の起こった事柄について予防、防犯をやりなさいと言っている。いつも同じ議論でしょう。この紙は何回も見ています。それで、何かといたら、不審者

対策なんて変なまた話になってきて、不審者だけに限っちゃっているでしょう。僕が言っているのはそういうことではないんです。

しかも、生活安全何とか対策だか、連絡会だか、審議会だかがあるというわけでしょう。それとまた別なのをつくるわけでしょう。むだなことをやっている。そうじゃなく、みんなが暮らしやすい八王子をつくっていきましょうという中で、事件をそもそも起こさないようにする。だから、簡単な話、この通りに雑草が生えている、生えてないといったところを見て、泥棒とか、強盗とか、そういう人たちはこの町はちょっと近寄らない方がいいなというふうに思うというのが犯罪心理の中であるのでしょうか。

そういうようなことというのは、生活安全部が考えるかではなくて、みんなで考えて、そういう話をしましょうと言っているわけですよ。そういう調整をしているのかといったら、していない。だから、それをやって下さい。だから、助役を頭にしてそういう組織をつくったらと何度も提案していますけれども。それで、助役が嫌だと言ったら、教育長が頭になればいいと何度も言っているではないですか。そういうことを考えてほしい。

細野委員 調整する時間があったら、こっちで作ればいいんですよ。教育委員会のホームページでGISでの情報提供をやればいい。

鎌田学校教育部主幹 そういうものはできるかと思います。

小田原委員 やる気があるのか、ないのか、そういうことを聞きたいわけ。調整する、調整するといつまでも答えているけれども、やるのか、やらないのか。

鎌田学校教育部主幹 調整を凶っていなかったわけではなくて、その中で、こういった不審者対策の連絡会等も立ち上げることになったと思います。

小田原委員 だから、不審者対策なんかやらないで下さいよ。もっと大きな視点から検討してほしい。その中の対策として不審者なんかが出てこないようにしてほしいわけ。

齋藤委員 今、委員さんたちのおっしゃっていることは、本当にもっと大きな、全体的なところからの防犯ということで、おっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、私は、ある面このネットワークづくりというのは望んでいました。その防犯という中のほんの一角かもしれませんが、現実的に地域で活動している人間の私なんかは経験してきたこととして、何か事件が起こるといろんなところから電話が入る。同じ情報が何度も入ったりします。それで、詳しい情報、犯人は捕まったのといったら、わからない。幾つぐらいの人かという、わからない。何人だろうと、わからない。私がPTAをやっているときなんかは、こんな状況が長い間ずっと続いていたのです。だから、やはりこういう情報

をもっときちんと行政の方が情報を流し、防犯につながるようなネットワークづくりは絶対に必要だなというふうに私は思っていました。だから、これがせっかくでき上がったならば、生かしてもらいたいと思います。せっかく時間を使ってここまでつくったのならね。

ただ、心配なのは、こういう犯罪というのは、先ほど小田原先生もおっしゃったように、30何件あったのがあれから一体どうなったのかというのは私もよくわかっていません。忘れたころにまたぼんと起きたときに、せっかくつくっていたネットワークが何カ月も全然機能していないと、もう忘れられちゃって機能しないなんていうこともあるのではなからうか。だから、せっかくつくるなら、こういうものはやはり犯罪情報ネットワークというよりも防犯に役立てて、やはり随時何かの情報を流すようなものに役立てていく必要性があるのではないかなというふうに思います。

細野委員 情報ネットワークというのは、ヒューマンネットワークとデジタルネットワークがあるわけです。その2つでやりましょう。デジタルネットワークの方は、教育委員会の方でホームページがあるわけですね。早急にGISのソフトを入れて、各犯罪は各学区ごとにわかるようにしてほしいですね。

小田原委員 僕は、やはり地図の中に点で入れていってほしいのですよ。点とかバツとか、要するに点で入れていってほしいのですよ。

細野委員 そんなものは簡単なフリーソフトであるわけですから、やっておいてください。

鎌田学校教育部主幹 ただいまの点については前向きに検討したいと思いますけれども、ただ、先ほどちょっとお話ししましたとおり、警察関係、あるいは学校関係の中での情報開示はどこまでできるのかという部分もありますので、その点だけは検討させていただきたいと思います。

小田原委員 そういう議会の答弁を聞いていませんよ。ここは議会ではないのですから。起こらないようにするにはどうするか。そのためにこういうことをやりますよという、そういうことを考えて教えてください。

細野委員 提案というか、要望かもしれませんけれども、時間があったら、次回までに、大和市がどういう形で防犯情報を出しているか、それを調べておいてください。

小田原委員 今のそういう大和市の例だとか、あるいは各地区で、いろいろもうやっているわけですよ。八王子の市内だって、地域なんかでいろいろやっているのですよ。それぞれの防止策、対策をですね。この提案でいくと、右から2つ目の防犯協会とか、町会とか、自治会任せみたいなどころがあるわけですよ。こっちの欄でいくとボランティアの団体で

すよ。だから、そういうふうなところに任せるのではなくて、行政としてどうするのかということを考えないとですね。

細野委員　そういう人たちの手助けも必要なのだから、地図上に落としておくと、ここは重点的な見回りの地区だとか、そういうことがわかるでしょう。そういうこともやはり必要だと思いますよね。

それからもう1つ。この前入学式に行ったときに、小学校に警察の方がいらしていました。あれは非常に防犯にとってはいいことですよ。中学校にも警察官の方が見回ったりできるのかどうなのか。もしできたらそういうことをやってほしい。それだけの余裕がないのかもしれないけども、小・中にそういう立ち寄りということをやってほしい。

名取委員長　細野先生からの希望だと思いますけれども、1つ心配なことは、各地区の情報を集めて次回にということをおっしゃいましたが、できますかね。できますかねというのは、次回は1週間後ですから、どうですか。

細野委員　次々回でいいですよ。

鎌田学校教育部主幹　大和市の関係につきましては早急に調べさせていただきます。それと、学校への警察官の立ち寄りで見回りの部分ですか、その部分については、どういう状況でできるかできないか、その辺のところは早急に確認して次回には御報告したいと思いますけれども。

名取委員長　ただいま教育総務課の報告がありましたけれども、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　次に、指導室から報告願います。

岡本学校教育部参事　平成16年度の教育課程について、報告事項資料が2枚お配りしてございます。これにつきましては、学校週5日制、あるいは新学習指導要領が実施され、今年度で3年目を迎えますけれども、学習指導要領に示されたねらいに沿って、信頼される学校づくりを目指し、あるいは、児童・生徒一人一人に基礎的な学力の定着化を図る。あるいは、個性・能力の伸長を図っていく必要がございます。そのためには、教育課程の編成に当たりましては、授業時数を確保し、また、特色ある学校づくりを推進していくということが必要でございます。

今回、市におきましては、八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正いたしまして、校長の申し出によりまして、夏季休業期間などの長期休業期間を弾力的に設定したり、学

校の開校記念日や都民の日に授業を行ったりするなどしながら、弾力的な教育課程を編成できるようにいたしました。これに伴いまして、授業時数の確保につきまして努力しているところでございます。

きょうは、その点を中心にまとめました資料が2番以降に、2学期制、あるいは長期休業日、それから授業日数、総授業時数の観点でまとめてございますので、担当の指導主事の方から説明をさせていただきます。

千葉指導室指導主事　それでは、2の平成16年度の市立小・中学校の教育課程編成についてというところから御説明をさせていただきます。

16年度、すなわち今年度の教育課程の受付を済ませておりますが、その中で集計したものが以下の(1)からつながっているものでございます。

まず2学期制、特に前期・後期制というものの導入につきましてでございますが、現状では小学校はございません。中学校では、昨年度まで1校でございましたけれども、今年度は3校ふえまして4校ということでございます。

また、(2)番のところでは長期休業期間、休業日の変更と。これまでですと、いわゆる夏季休業日、夏休みは7月21日から8月31日までということで固定をされてきた部分がございますけれども、先ほど触れました弾力化によりまして、各学校がその部分の編成を柔軟にしているという現状がございます。小学校が約4分の1の18校、中学校が約7分の1の5校につきまして、そこにお示しをさせていただいたような形で夏季休業日を弾力的に編成しているという現状がございます。また、冬季休業につきましても、小学校3校、中学校5校ということでございます。

めくっていただきまして、3番が春季休業でございます。春季休業につきましても、小学校1校、中学校1校で編成を弾力化したという経緯でございます。

また、そのほかで、開校記念日、それから4番については、都民の日につきまして、それぞれ学校数、また当該の学校名を挙げてございます。

具体的に、その成果というか、弾力化した結果ということでございますけれども、授業日数の実態ということで、(3)番のところにお示しをさせていただきました。198日という学校が30校、小学校5年を例にお示ししましたけれども、199日が19校、200日が7校、201日が5校、202日が6校、203日が1校ということでございます。中学校も同じように学校数を挙げてございますけれども、特に今年度、授業日数が大変少ない中で、各学校が授業時数の確保ということで、この教育課程の授業日数を弾力

化することによって、授業時数を確保しようということ而努力している様子があらわれているかというふうに思っております。

ただ、一方で、まだ単純にこういった日数を動かすということだけではなくて、校内でのさまざまな努力で授業時数の確保であるとか、また、その中身の充実改善というような点でも今年度各学校に働きかけをして、進めていきたいというふうに思っております。

(4)番は御参考までということで、総授業数ということでございますけれども、これは教育課程の届け出の時数ということで、いわゆる学習指導要領に示された標準の時数を確保しているという意味で、そこに記載をいたしました。小学校の方は5年を例にとりまして945時間、中学校は2年を例にとりまして980時間ということでございます。

以上、手順に沿いまして御説明をさせていただきました。

名取委員長　ただいま指導室の報告は終わりました。

本件について御質疑ございますか。

細野委員　提案です。小学校5年生というのは、授業の達成度調査をしましたよね。それと、授業日数と平均値でどういう関係があるか、ちょっと調べておいてください。ということかということ、授業日数が多いところは平均点が高くなっているのか。それとも低くなっているのか。あるいは全く関係ないのか。ちょっと調べてください。調べてありますか。

千葉指導室指導主事　これから実施をする調査と、この教育課程がどういうリンクするかということでございますね。わかりました。またそれは結果が出たところで集計して、御報告をしたいというふうに思います。

小田原委員　こういう数字を示して何の意味がありますか。何を考えてこの数字を示したのですか。

千葉指導室指導主事　小田原委員がおっしゃっていることは、その中身の充実とどうリンクしているのかという御指摘でしょうか。

小田原委員　結局、総授業時数でいえば945時間で変わらないわけですよ。だけれども、授業日数でいえば5日違う。いったいどういうことなのかということですね。そうすると、5日違うと、5年生だから平均4時間か5時間ですよ。4時間としたって20時間違うわけです。20時間違うはずなのに、945時間は変わらないとなると、どういうことなのか。そういう説明がないわけです。

何のためにやっているかといったら、授業時数の確保と、それから特色ある学校づくり

の推進だとかいうわけですよ。これがどういったところにあらわれているのかという話を教えてほしい。5年生というのは去年は4年生だから、学力検査はしているのですよね。到達度調査をやっている。それとどう関係してきているのか。点数が低かったから、授業時数を確保しているのかなと思ったら、そうではないですよ。

ということは、4時間で、午後は授業をしないで帰っていいよということをやっているのか。小教研・中教研なんかは水曜日じゃなくて夏休みにやりなさいみたいな話になっていたのに、また水曜日に復活しているのですよね。平日にやっているという話。そうすると、もう当然水曜日の午後は授業がないわけでしょう。市教委が認めている。その一方で、授業時数を確保しましょうとやっている。どういうことなのか。

細野委員 だから、弾力化というものをどういう効果を持たせるためにやっているのか。

それが具体的なデータとしてこういう形に出てきましたというものが欲しいのですよ。

小田原委員 こういうことに時間をとって、それで忙しくて間に合わないなんていう。指導主事2人ふやしたのは何のためか考えてほしいわけです。しかも、僕は特に気になるのは、これは七国中と七国小がリンクしていないですよ。小中一貫だというふうにやりましょうといっても、小中一貫ではない。連携かと思ったら、連携でもない。ただ交流しているだけですよ。昼飯を一緒に食べましょうぐらいのことしかやっていない。それで、夏休みはこんなにずれちゃっているわけでしょう。だから、何かをやるうなんていう思いが生きてきていないですよ。だから、七国小・中は一貫だとか、連携だとかという看板をおろしてもらいたい。もう全く別々な学校です。でなかったら、やはり今度みなみ野につくる学校は、先駆的な学校として育てて、つくってほしいですよ。

僕の提案は、七国小・中は1人の校長でいいというふうなくあいにして、その1人余った校長の枠を教員の枠で、1人どこか足りないと言っているのだから、そこにふやすとか、そういうふうなことをやってほしいわけです。そういうふうにして、授業時数の確保だとか、学校行事だとか、特色ある学校づくりとかというのを進めることをやはり考えてほしいのですよね。

齋藤委員 私もその意見に少し乗らせていただくと、やはり細野先生と私は根本的に違うのは、成績の重要視を細野先生は絶えず訴えられる。私は少しまた違った側面から、よく遊び、よく学びではないですけども、そういう側面もあるだろうと私は思っていますよ。だから、このデータをせっかくここまでまとめ上げるのであるならば、細野先生がおっしゃるとおりに、到達度テストとの兼ね合いはどうなのか。これも1つの大きなデー

ただと思いますが、その反面、その向こう側にある不登校は、日数がふえたところで、成績は上がったけれども、もしかしたら不登校児がふえているかもしれない。それとか、何か子どもたちが悪さしている検挙率はその地域ではどうなったとか、そういうもっと広い形でデータを集めていって、どれが正解なのかということを見ていかなきゃいけないと思うのですよ。

例えば、207日やっている学校があって、そこはすごく成績が確かに上がっていたと。だから、よしというだけではないと思うわけです。その向こう側にあるものまでちゃんと私は調査していただきたいなというふうに思う。やはりどうやっていくことが正解なのかというのは、そこら辺まで全部データが集まってこないと、結論は出せないような気がしますけれどもね。

細野委員 私のゼミのモットーは、よく遊び、よく学べなんですよ。順番が違う。よく遊びじゃなくて、よく遊び、よく学べなんですよ。いいですか。遊ばなきゃ、みんな頭よくならないですよ。なぜ僕は5年生、6年生を聞いているかということ、5年生、6年生からそろそろ本当に勉強の方にウエートを置いていかないといけなくなる。そのときに、仲間効果というのがあって、みんな勉強しているとみんな勉強するのですよ。みんな勉強しなくなるとみんな勉強しない。そのところを少し考えると、よく遊び、よく学べということのウエートのかけ方をどうするか。

それを考えると、やはりデータで、齋藤さんがおっしゃったように、出したときに、成績がよくなっていると不登校がふえるか、あるいは減るのか、あるいは無関係なのかデータで示せば、それは一発でわかってくるわけです。それをやはり示してほしい。

齋藤委員 そういう総合的なデータが欲しいですね。

小田原委員 高倉小なんていうのは、開校記念日や都民の日に学校に出てこいというのは、これは行事を何か組んでいると思うのですよ。皆さんは私と違って優秀だから違うと思うけれども、僕なんかは学校の授業は覚えていないのですよ。何を覚えているかといったら、友達と遊んだとか、行事をやったとか、どこかへ行った、そういうことはよく覚えている。印象に残っているし、そこにかかわっていた先生はいい先生だなと思うのですよね。いい先生だと言われている先生の授業は全然覚えていない。だけど、足し算はできるようになっているから、やはり何かやっていたことは確かだと思うのですよね。そういう点でいけば、この200何日の差があるけれども、授業日数の多い学校というのはそれだけ何かをやっているだろうと僕は思いますよ。決してそれは余分ではない。遊びの方、今の皆さん

のお話のような形のことをやっているだろうと思うのですよ。

そういう点で、さらに細野さんの話に乗せてもらえば、七国の話は中学の中に5、6年生がすぐに入れるわけ。中学の先生は、5、6年生の授業に道を隔てて来ればすぐ来られるわけだから、それを生かしてほしい。5、6年から中学の授業に出るとか、お兄ちゃんたちに接していけば、考え方だって、行動パターンだって違ってくるのですよね。だから、そういうことはぜひ進める。明らかにしていく。

細野委員 中山だってそうでしょう。中山小学校と中山中学校は近いではないですか。あいうところはやはりやるべきですよ。隣接しているところは、なるべく小・中一貫ではないけれども、そういう連携をやはりやっていくということは非常に大事だと思いますよね。本当に5年、6年が勝負だと思います。

岡本学校教育部参事 ありがとうございます。教育課程のこの集計につきましては、例年、5月の連休明けを目指して指導主事の方が今年度106校を集計した、この授業時数の確保の観点でのデータとしてきょうはお示しいたしました。ほかの委員も、それぞれの学校で教育課程の管理、弾力的な編成につきましてはさまざまな工夫がございまして、4枚か5枚の教育課程届の中にさまざまな角度で実は盛り込まれております。そういうところを今後指導主事が分担いたしまして、教育課程届そのものの分析を今後行っていく。その際に、今いただきましたような視点というのが非常に大事になってくるかと思えます。ぜひその辺を生かしていきたいなというのが1点目でございます。

それから、今話題になっています長期休業日等、あるいは2学期制等につきましては、日本全国でもさまざまな動きがございまして、年々ふえているという傾向がございましてけれども、まだ実態としては非常に少なく、東京都におきましては、昨年度はまだ小・中で2.1%の学校がこのような工夫をしているというふうにデータが上がっておりまして、八王子の中におきましても、そのような学校の歴史とか、それから地域的なものも含めまして教育課程を編成し、授業時数の確保に向けても、違ったスタンスの中で動いているということがございますので、その辺の部分も再度分析していく必要があるかと思えます。

そして、最後の方で御指摘ありましたような幾つかの、今の子どもたちが特別抱えているような状況の中で、この教育課程がどのように効果を奏しているのか。その辺の視点につきましても分析を進めてまいりたいというふうに思っております。

昨年度は小学校6年生が学力定着度調査をいたしまして、その子どもたちがことし中学校1年生になっている状況でございますので、去年とことしの比較なども今後の市の独自

の学力調査、あるいは都の調査の中で出てくる部分があれば、その辺はリンクさせてぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、小学校、中学校で授業時数が945と980が示されておりますけれども、いわゆるこれは標準授業時数の最低の部分の数字がここに示されておりますので、実際には各学校の届け出の中には、この授業時数がそれぞれ学校によっていろいろ工夫している部分が、個別の年間指導計画を読み取れば、実はさらに細かい時間数がわかってくる部分がありますので、その辺につきましても調査項目の中でもう少し具体的に煮詰めていきまして、授業時数の確保が単に数字上のことだけではなく、教育課程をより弾力的に有効に行う手だてとなっているかどうか、その辺につきまして検討してまいりたいと思っております。

小田原委員 中学は9日も差がありますよ。これで、授業時数980時間が同じだというのは、どういうことだろうなと思うのです。まさか45分授業をやっているというわけではないでしょうね。例えば、半日で授業を終わっているというのが多いとか、そういうことの関連を教えてほしい。

千葉指導室指導主事 今、細かいデータを持ち合わせませんが、教育課程の届け出をいただいている時間は、八王子市の場合には標準授業時数をお出しいただいております。補助資料におきましては、多分5年ですと980を超える学校もございますし、中学校の2年生でも1,100を超えるような学校もございます。ですので、教育課程の公文書でいただいているものの時数ということで、きょうお持ちをしたという次第でございます。そういう点では、ちょっと数字の意味自体が不足をした部分もございますけれども、申しわけございません。

小田原委員 そういうことの見方がまたよくわからないな。何で標準時数で出せなんていうふうに言うのですか。

千葉指導室指導主事 最大限をちょうだいすると、場合によって学級閉鎖とか、天災などで休校等の扱いになったときに、その授業数を下回ってしまう可能性がありますので。

小田原委員 そんなのは一向に構わないではないですか。そういうふうに標準時数で出さないとこと自体がおかしいではありませんか。標準時数で出したら、天災があって休んだらどうなるかというときに、980から引くわけではないでしょう。

千葉指導室指導主事 そうです。いわゆる余裕時数がそれぞれありますので。

小田原委員 ほかの学校というのは標準時数をすべて上回っているわけね。

千葉指導室指導主事　　そうです。

小田原委員　　そういう予期せぬ事態のために上回っているわけですか。

千葉指導室指導主事　　はい。

小田原委員　　だから、それがやはり本末転倒ですよ。しょうがなくてできなかったというなら、それはしょうがないでいいのではないですか。それは公用欠席と同じではないですか。

岡本学校教育部参事　　いずれにいたしましても、標準授業時数を上回るように各学校は編成するためにこのような手段を本年度講じておりますので、それが計画的に編成されて、月あるいは毎週の授業時数がその中で具体的に位置づけられて、教科時数がそこに乗っかってくる、そのようなシステムになっております。教科によってはその余剰時数の中で、この間の台風のような状況があった場合には、その余剰時数の方に例えば入れていくというようなことができる。要するに、ゆとりを持った授業時数の編成をしているということでございます。そのように市教委としてはとらえているところでございます。

齋藤委員　　話がかわっちゃうのですが、よろしいですか。

名取委員長　　はい。

齋藤委員　　2番の最初に、2学期制の導入というのがありますよね。こういう問題を考えていくときに、2学期制導入を、いわゆる市教委として推進していく方がいいのか、私自身はよくわからないのです。だから、やはり八王子市の教育委員会としては、現在、中学校で4校で、小学校では0なわけですが、今後、この2学期制というものをもっと推進してふやしていくべきなのかどうかというものをある程度、もちろんこれから長期的な展望として考えておく必要があるのではないかなと思いますけれども。ある程度学校に任せきりというわけにはいかないような気がします。

具体的に言うならば、中学校で2学期制を導入しているといっても、3年生は3学期制でしょう。恐らく高校の受験制度が変わらないと3学期制をとらざるを得ない。中学校の場合は推薦がありますよね。その推薦の成績というのは2学期の成績が上がっていきますので、2学期制だとその推薦の成績がつけられないわけですよ。恐らくこの4校全部も3年生だけは3学期でやっていませんか。

千葉指導室指導主事　　届け出の学期自体はそうですけれども、調査書を出す段階で成績は集約をいたしますけれども、学期としては2学期制です。

齋藤委員　　やはりこの2学期制を推進していくのであれば、根本的にその高校入試のこと

なんかも考えながら、検討していく必要性が出てくるでしょうし、ある程度学校に任せきりにしないで、市教委としてもっと2学期制を推進していく方なのか、あまり意味ないのかというのを、検討しておく、研究しておく必要性があるような気がするのですよね。2学期制がいいのか悪いのか、正直私は何かわかりません。だから、その辺についてデータをもらいながら、今後の研究課題にしていく必要性はあるような気がしますけれども、こういうような話をするときは。

細野委員 2学期制を導入すると、そもそもなぜそうしたのかということから議論が始まるんですよね。

齋藤委員 授業数がとれるということでしょう。

細野委員 それもあるし、例えば国際化してきて、帰国子女なんかが多い場合には、2学期制の方が入りやすいでしょうというようなこともあるわけです。そのあたりをどういふふうに考えて2学期制を取り入れられたのか、そこを少し説明してほしいですよね。

岡本学校教育部参事 まず、根本的なところを申し上げますと、手元には教育冊子の資料がありますけれども、中教審の答申が平成15年10月に出されまして、必要な授業時数を確保するための工夫として、長期休業日の増減や2学期制等の工夫について示されております。ただ、これについては全国一律に実施する性格のものではなくて、各教育委員会などの取り組みにゆだねるべきであるという形での答申が出ておりまして、それに基づきまして、各地教委の方で管理運営規則等を一部改正しながら、この辺を対応していく。そういう流れが八王子の方も今回改正して対応しているという流れでございますけれども、2学期制のことにつきましては、さまざまいわゆるメリット・デメリットがございまして、メリットと言われているものが裏返してみるとデメリットになるというような言い方もされておまして、慎重にどの教育委員会も、あるいは学校も対応しているというのが実情ではないのかというふうに思っております。

今回八王子におきましては、ここにもお示しましたように、授業時数の確保の観点からかなり有効であるということで学校の方は受けとめていただいて、このような方法をとっているというふうに考えますけれども、実際には、2学期制の効果といたしましては、授業時数のことだけではなくて、2学期にしますと1学期間のサイクルが長くなるので、長いスパンで学習ができるとか、評価につきましても年3回といったものを2回にして、2回で十分でないものは、さらに保護者等に別添の資料を用いながら対応していく。そのようなことができるというふうな形で準備等が十分にできるということが出ております。

課題といたしましては、保護者の方などが、やはり今までなれ親しんだ3学期制の中から、いわゆる子どもたちの生活の面とか、評価の面とか、さまざまな面で不安があるということと、あと学習の連続性で、2学期に分けますと、夏休み等がちょうど1学期の真ん中後半に入ってしまうとか、さまざまな課題が出ていまして、この辺が先ほど申し上げました裏返しの部分があるという形で、教育雑誌の方には取り上げられている部分がございます。その辺が市教委として今後このことを検討していく1つの視点になるかなと考えております。

細野委員 海外からの子女が来たり、出ていったりという、かなりいいことですよね。だから、例えば帰国子女を八王子の公立校で積極的に受け入れるとかというようなことを考えたら、2学期制の方がいいのかもしれない。僕らも教育効果の面から非常にいいと思うのね。できたら9月からの方がよっぽどいいと思う。まあ、日本の文化がありますから、それは別かもしれないけれども、効率的だとは思いますが。

千葉指導室指導主事 その点、都立学校におきましては、特色ある都立学校づくりの観点の中で、やはり帰国のお子さんが多い学校等におきましては、既に都の方で校長の申し入れがあれば可能であるという形が従前からありますので、そういう意味での検討の視点もこの中に含まれてくるかなと考えております。

齋藤委員 すぐに結論を出さなくていいのですが、やはり長期的に八王子の市教委としてこの2学期制を推進していくのかどうかということは、絶えずデータをとりながら検討していく必要があるのではないのでしょうかという意見ですので、これが1回ぼつんと出るだけではなくて、絶えずこの2学期制というものはいいのか悪いのか、いろんなまた専門の先生たちの意見なども聞きながら、市教委としてのある程度の姿勢というものは見せていただきたいような気がしますよね。すぐしてくれとは言いませんけれども、やはり長い展望的には市の姿勢というものははっきりしていく必要があるかなという意見です。

細野委員 私は、市教委というよりも、各学校でうちは2学期制で特色を出す、うちは3学期でいいよと、それぞれの選択肢が自由であっていいと思います。それぞれのところで考えるのであって、それを市としてどういう方向に持っていくという話ではないと思いますよ。その選択というのは、むしろ校長先生の識見とか知見に任せた方がいいと思います。

それはなぜかということ、今、学校選択制をとりつつあるわけです。そうすると、学校区なんていうのは実質的になくなるわけだから、そういうことの多様性を考えると、これも1つの多様性の選択肢で考えてもいいのですよ、というふうにしたらどうかなと思います。

小田原委員 これには、いきさつがありましたよね。メリット・デメリットを出せといったら、結局出なかったのですけれども、メリットが多ければ2学期制に全部すべきだと申し上げましたけれども、デメリットもあるからというので、校長に任せるといった話になったわけですね。だから、羽村とか区の方でも全校が2学期制にしているというところがありますよね。僕は、メリット・デメリットをきちんと出して、あるいは、4校あるわけだから、やってどうだったのかというのを見ていく必要があると思います。

ただ、2学期制の場合には、御指摘のとおり、いわゆる年度があるから、その年度を崩さない限り、2学期制のいいところというのは本当に生きてこないだろうと思う。だから、やるならば、そういう方向で全国的にはばらばらになってもいいとか、考えてもいいようにしないと、2学期制の本当のいいところというのは出てこないのではないかと思います。

細野委員 本当に日本の教育というのは古いと思うのね。あんな寒いときに、大学入試を2月にやるなんて、みんな風邪引きつつやっているなんて、これは愚の骨頂です。

小田原委員 センター試験によく雪が降りますからね。

細野委員 そうそう。日本は本当におくれている。そこからもう変えていかないといけないですよ。何で4月に入学式なのか。長い休みがあって、それで一区切りついて、9月からやりましょう。それで僕はいいと思いますね。昔はそうでした。明治時代なんて4月じゃなかった。歴史を見てください。どれだけ教育行政がおくれているか。

名取委員長 日本の教育の改革は八王子からということで、大変大きな課題を抱えますけれども、指導室でさらに頑張っていたきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

次に、学事課から報告願います。

有山学事課長 平成16年度給食実施回数及び給食費について御報告させていただきます。

概要につきましては、16年度から学校長の裁量で休業日等が弾力的に運営されていくという形の中で、休業日を減らすなど授業時数を増加させるという学校等につきまして、給食の実施日数も増加させることが必要な場合が出てくることがある。これに伴う給食費の増加等の部分につきましては、一定の1食単価を上限として給食費を弾力的に設定できるような形で、学校長の判断できるような形になりました。そういう形の中で、16年度の給食の実施回数及び給食費の状況につきまして、担当主査の方から説明させていただきます。

中里学事課主査 学事課の中里と申します。よろしく申し上げます。

では、給食の実施回数比較、お手元の資料に沿いまして御説明を申し上げます。

15年度実績でございますけれども、お手元でございますように、表の180回から167回、181回、182回、ずっと上がっていく数字でございますけれども、180回が22校、それと対比するように、16年度予定でございますけれども、180回が10校、さらに181回が16校から10校、そのような形で変動しております。

括弧内につきましては、徴収金額を変更した学校の数でございます。

次ページでございますけれども、16年度小学校給食費月額表ということで、徴収金額の変更がある学校の数値が載っております。ここでまずお手元の修正を、申しわけございませんけれども、お願いしたいのでございますけれども、39番の榎原小学校、2年生が3,300円とございますけれども、3,362円、1年と3年と同じ金額に御訂正をお願いしたいと思います。このように、この数の学校が、第一小学校から始まりまして、上柚木小学校までが徴収金額の変更がある学校でございます。

次ページを見ていただきますと、逆に徴収金額の変更がない学校がこれだけございます。第二小学校から68番の鑓水小学校。したがいまして、徴収金額の変更がない学校の方が多いということで、16年度は考えております。

それで、これはお手元の資料にございませんけれども、まず実施回数をふやし、徴収する場合でございますけれども、あくまで3,300円、あるいは高学年の3,800円、これが最低でございます。そのためには、180回の給食実施を必ず確保するということが前提でございます。その上で、1食単価の考え方でございますけれども、まず3,800円掛ける11、これは夏休み等がございますので、11カ月ということで、プラス上乗せ金額割ることのやはり11カ月で、徴収月額整数というものを出示します。そういう中で1食の単価を出して、上限を上げていく。ただし、その中で1食単価の増減は201円、低学年でございます。あるいは、高学年232円を超えない数字というふうな形で算出したしまして、日にちをふやした分だけ乗せる学校はよろしいですよというふうな形で算出をしているところでございます。以上でございます。

名取委員長 ただいま学事課の報告は終わりました。

何か御質疑はございますか。

齋藤委員 値段を変えていない学校の中にも180回を超えている学校があるわけですね。184回ですとか181回。でも、3,300円の学校も一方にあり、181回でも

金額を変えて18円値上げしている学校もある。それでいいのかなという素朴な疑問があるんですけども

有山学事課長 確かに、回数の多い学校で、単価を上げていない学校と、上げている学校というのがございます。現在の給食はそれぞれ学校ごとに献立を立てて実施し、食材もそれで給食会費の中で行っているわけですけども、その中で、給食会計上やはり学校ごとの状況が違う中で、当然その中で努力している部分はあると思いますけれども、学校差があり、実態としてそういう部分で確かに給食費を同じような努力でおさめている学校と、そうでなくて、なかなか困難な部分という中で上げている分というのは、実態としては確かにございます。

齋藤委員 前回もその説明を受けましたが、私はよくわからなかったのです。今なんかは、PTAの联合会などもありますから、横の連絡でも非常に情報が伝わりますよね。ある学校では、うちの給食は今度180日を超えたので値上がったのよという保護者がいる一方で、うちも180日を超えているけれども、変わっていないよということが保護者の間で伝わる可能性は当然ありますよね。そのときに説明はつくのでしょうか。それは学校内の努力の差だということになってしまうのですか。

中里学事課主査 御指摘のとおりの部分もあると思います。そういう中で、給食の実施に関しまして、学校長の裁量という部分も多分でございます。したがって、各学校の栄養士それぞれの献立、メニュー等、昨年をもの照らし合わせながらつくっていただいた中で判断というものがございます。また、今年度初めてこういう金銭的な価格の差が出ております。来年度につきましては、恐らく委員さんの御指摘のように、多くの学校の方で値が上がる可能性もあるというふうには想定できるところであると思っております。

成田教育長 学校の給食は共通の献立ではないのですね。各学校にそれぞれ栄養士がおりまして、その辺のところも回数だけではなくて違っていると思います。

細野委員 これは意見ですけども、180回を超えると1食単価あたりに追加されるのですよね。180回の各1回と180回を超えた1回当たりの1食の単価というのはどれくらい違うのですか。

有山学事課長 例えば180回から3回回数をふやしたという形になりますと、低学年だと1食201円、高学年ですと232円という形ですけども、そちらの方の回数分を、定額といいますが、3,300円、3,800円に上乗せした部分で全体で11カ月分という形で見えておりますけれども、それぞれ均等に割り返した中で、月額給食費を出してい

るような状況です。ですから、1食当たりの単価という形の中で、回数分という形が基本的なことになると思いますけれども。

小田原委員 その説明は違いますよ。1食で21円上がる場合と22円上がる場合があるでしょう。だって、181回と182回の違いは22円ね。182回と183回の差は21円ですよ。だから、1食幾らという計算ではないでしょう。

中里学事課主査 1食単価の方の算出について、もう一度申し上げます。まず、3,800円掛ける11カ月、プラス上限額割ることの11で、まず徴収月額が出ます。それに年額ですと徴収月額掛ける11円になります。それで1食単価を出しますけれども、それは今申し上げました年額割ることの実施回数で1食単価は出てまいります。

小田原委員 だから、1食単価で値上げの額が違ったわけではないわけですよ。

中里学事課主査 そうでございます。それが先ほど申し上げましたように、単価が、低学年で申し上げますと、よしんば202円になった場合は、上限金額が201円で頭打ちですよという基本額の考え方になっております。ですから、これをやみくもに、例えばある学校がすごくいいメニューのために400円、500円の徴収ということはありません。ですから、現状で申し上げますと、若干の差ということでとどまっているかなというふうに思っております。

細野委員 180回と、それを超えた場合の1食単価で計算すると、概算だけれども、若干の違いしかないという話ですよ。だから、低学年は201円近辺だろう、高学年は203円ということですね。

中里学事課主査 はい、そうでございます。

細野委員 その次です。この180回を超える、超えないは関係ないということでしょう。

中里学事課主査 180回というものは、給食回数の基本年額を算出するための根拠の数字ということでさせていただいております。だから、最低でも180回というのは授業日数等のことから算出しております。したがって、180は必ず守る、やるということが前提でございます。だけれども、それが181、あるいは189になるか、これは各学校によって授業日数等の調整が出てまいりますので、変動が生じてくる。

細野委員 それで、何でもこういう話をしたかということ、先ほどの授業日数とも関係するけれども、もしも給食を出すぐらい長時間授業をやった場合には、教育の努力をしているんだろうと判断できないか。そうしたら、180回とそれを超えた場合は1食単価を同じにしてもいいのではないか。逆に言うともう少し下げてもいいのではないかという

選択肢もあるわけです。180回を超えた部分ですね。例えば186回以上をやった場合には、もう少し給食の1食単価を下げるようなインセンティブを与えると、みんなふやすかもしれない。だって、御父兄の負担がその分だけ減るわけでしょう。実質的にはふえるけれども、そのふえ方が小さくなる。そういうインセンティブも与えられるから、そうしたらどうかなというのが私の意見です。

小田原委員 私もそこまで行こうと思ったのですよ。例えば小学校1年でどれだけ違うかという、最高が186日の大和田、最低が松が谷の165日です。21食も違うわけですね。では、先ほどの授業日数はどうなっているのかなという、大和田は201日で、松が谷は201日です。そうすると、同じ授業日数だけれども、昼飯を食べさせないで帰す日がこんなに出てきている。21日も。だから、授業日数だけではもうだめだと思うんです。授業時数はどうなっているのか。午前中で帰すのか、帰さないのかはやはり大きいですよ。それを考えているのか。何で180日と決めているのか。こんなのは決めなくてもいいのではないのか。最高幾らなんていうのも僕は決めることはないと思いますよ。おいしいものを食べさせているなら、金は出したって構わないのではないか。そう思うんです。

名取委員長 その辺も踏まえて、どうぞ。

中里学事課主査 例えばおいしい給食があるから、その学校に行きましょうという子どもたちも確かにふえるかもわかりません。ただ、義務教育の原則の中で平等性というのもある程度保つ必要があるんじゃないかとも思うんです。

小田原委員 平等性とかなんとか言うならば、学校の特色という話は言っちゃいけないんです。

中里学事課主査 わかりました。ならば、そういうふうに金額の差というものも出てくる場合もあると思います。ただ、私ども市教委として、公の立場の職員として考えるのであれば、上限をある程度設けなければ、例えばとめどなく行ってしまった場合、お金を持っている、出せる御家庭はいいかもわからない。でも、これは積み重なっていけば、6年間になりますと結構な金額になると思います。そういう部分も考えて、私どもは上限額を定める必要があると考えるんです。

小田原委員 そういう話をするから困るんです。では、どうして交通費を払って、高い授業料を払って私立へ通わせているわけですか。公立でそういうことを考えるならば、どのぐらいの分が下がるか計算して、何十万も違うならば、それは考えるけれども、そんなに

違うわけですか。給食を6年間食べて、こんなに給食費がかかるから、この学校に行かせないようにしましょうみたいな決定的な差がでてくるのかということです。

細野委員 授業日数をふやして、給食も与えるような形での学校運営を考えると、例えば188回なんてなると、だんだん御父兄の負担が多くなるでしょう。勉強することにポイントがあるわけだから、ここにインセンティブを与えて、201円からもう少し下げましょうと、そういう工夫ができないか。

有山学事課長 従来、180回という形の中で、低学年、高学年の給食費を設定し、それが今回の弾力化の中で、授業時数という部分の中で回数をふやしていくという形の中で、そういった御意見がございました部分等も含めて、これは当然学年によって回数なんかも違いますけれども、行事等の関係がございます。ですから、そういった部分も含めて、今後、どういうふうな形の設定がいいかというのも、こちらでも検討していきたいと思えます。

成田教育長 今、課長が答えたとおりでございます。やはり私たちは、どう選ばれる学校をつくっていくのか、どう特色のある学校をつくっていくのかといったときに、給食もやはり選択肢の1つになれると思うんです。それから、これは授業時数と同じように拡大できるというような御意見をいただいたと思います。課長も含めて、さらに研究していきたいと思っております。

小田原委員 こういうのを全部一覧表にしちゃえばいいのですよ。それで、さっきの学力到達度だとか、体力向上にどれだけやってくれているのか、遊びの時間をどれだけとってくれているのかとか、みんな一覧表にしてみたらどうですか。

成田教育長 本当に委員さんたちの御協議をいただきながら、私たちがとってきた施策が見えてきている。御意見をいただくことによって、どういう見え方をしているよという御示唆をいただいたと、そんなふうに思っております。ありがとうございました。

名取委員長 では、そういうことでお願いします。

次に、生涯学習総務課から御報告いただきます。

米山生涯学習総務課長 それでは、報告事項、はちおうじ出前講座について御説明させていただきます。

まず、こちらの「はちおうじ出前講座のご案内」というブルーのパンフレットから説明させていただきます。この出前講座は、市民の生涯学習に対する支援と意識向上を図るとともに、市政に対する理解を深めていただくために、平成10年度から実施し、平成15

年度までの6年間に延べ550団体、2万451人の市民の方の参加を得ております。また、市以外にも、警察、消防、税務署、東京ガスの協力を得て実施しております。

それでは、お手元のブルーの資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。1ページ目は市役所編になっております。市政、中身を見ると、「めざそう中核市」から電子自治体、最後の生涯学習まで78のメニューを用意しました。

次のページをお開きください。次のページが官公署編になります。4機関、11のメニューという形になっています。交通安全教室から都市ガスの賢い利用方法ということで、次の右のページが出前講座の申込方法等の案内になっております。

次のページをお開きください。ここに、今の78のメニューについての講座名と、内容と、担当課の案内をしております。以下、これについては17ページまで同じような形で御案内をしております。

最後のページになりますけれども、「はちおうじ出前講座」講師派遣申込書というのを最後につけさせていただいています。なお、本年度の16年度の講座のメニューですが、昨年の2月に、1つには「協働のまち八王子をめざして」、「都特別支援教育」の2つを追加し、本年度については「分権時代の地方自治体」、あるいは「地域の国際化をめざして」という7つの新しいメニューを加えて、本年度は78事業という形になっております。

以上で、こちらの冊子の方の説明は終わらせていただきます。

続きまして、こちらの報告事項の資料になります。「平成15年度はちおうじ出前講座実施結果【市役所編】」というところをごらんいただきたいと思います。

まず、この1ページの集計表ですけれども、15年度については73講座御用意し、29講座活用していただきまして、一番下ですけれども、108団体、4,322名の御参加を得ました。

次のページをお開き願います。これは平成10年度から、分野別の、分野の比較の内容はこれでいいのかどうかという議論はありますけれども、10年度からこういう形の傾向があります。特に環境関係、子育て関係がふえてきているような形があります。以下、教育、歴史、安全の順になっております。

これについて若干補足させていただきますと、学校の利用が、総合的な学習の時間等において、15年度については、資料はございませんけれども、小・中学校で16回、内訳は小学校11校と中学校が2校利用されております。その内容は、主にゴミ減量と「川と友だちになろう」とか、そういう内容の環境関係がほとんどでした。

次のページをごらんください。今度は官公署編になります。八王子・高尾警察の関係が合計で662団体、8万5,519人、消防署関係は306団体、1万7,599人、税務署が14団体、791人、東京ガス関係が61団体、1,984人、合計で1,043団体、10万5,893人になっております。

実は、この官公署関係については、交通安全教室になりますと、学校関係の利用が非常に多かったという形です。それと、税務署についてはすべて税金教室ということで、14が学校でございました。それから警察関係、少年を非行から守るという形で48回ございますけれども、そのうちの31団体が学校でございました。かなり学校の御利用が警察、消防、税務署関係は御利用されているということ。あと、東京ガスについても、シニア・シミュレーションという高齢者の80歳の疑似体験というのは、58回すべてが学校の御利用です。東京ガスについては、あとの下の3も学校の御利用になっています。

以上、簡単ですけれども、御報告とさせていただきます。

名取委員長　　ただいま生涯学習総務課の報告は終わりました。

はい、どうぞ。

小田原委員　　市以外の官公署も出前講座と呼んでいるのですか。例えば、警察も「出前講座」と呼んでいるのですか。

米山生涯学習総務課長　　官公署等編の一番下にありますけれども、出前講座として申し込んであったものでなくても、官公署が行っているものも数字に含んでおります。ただし、一応出前講座という形で各官公署が受けている形はとらせていただいています。

小田原委員　　例えば、交通安全教室というのも出前講座なのか。東京ガスがやっている都市ガスの賢い利用法というのも出前講座なのか。

米山生涯学習総務課長　　米印にあるように、実は出前講座と呼んでいるものと、警察がそもそも交通安全教室でもともとやっていたものがございますので、うちの方の数字の把握の仕方が、そういう形で今回出前講座という形ではなくて、そういった市民団体等に伺ったものについての数字を把握させていただきました。なかなか官公署の関係はそのこの区別がつかないものですから。

小田原委員　　要は、交通安全教室とか税金教室というのは、これはぜひやらなければいけないことですよ。社会保険庁が年金教室をやらないから今みたいな大騒ぎになっていると思うんです。それで、いわゆる出前講座と官公署なんかで独自にやっている講座と一緒にしていいのかというと、僕は違うと思うのです。それで、「主催者は市民の皆さんです」

と言っているけれども、本当にそう思っているのですか。主催者は市民の皆さんですと言って、私どもは出かけていくわけですね。主催者は市民の皆さんだと本当に思ってここに書いているのですか。

米山生涯学習総務課長　主催というか、講座に来てくださいと呼ぶのは市民の皆さんということで、基本的には、市民の方に会場を確保していただく、人を集めていただくという部分の主催者の部分も含んで主催者という形になっています。

小田原委員　そういうことで、主催者が市民だというふうになるかということ、僕はならないと思いますよ。要するに、一緒くたにしたっていいけれども、市民の講座は108件の4,322人というのは、ほかの官公署と比べて、あるいは民間と比べてどうかということ、多いのか少ないのか。市民に直結する市役所の出前としては、僕は少ないだろうと思うのです。年々減ってきているのではないかという心配もある。

しかも、主催者は市民の皆さんだと言っているのに、ほかのところを言うと差し支えるかもしれませんから、うちの話ですれば、例えば「子どもの心が見えますか」なんていう講座名を私たちが勝手につけて、そして、主催者は市民の皆さんですという、こういう態度って何なのかということを考えてしまう。ちょっと違うのではないか。ここに「主催者は市民の皆さんです」と言うならば、市役所が、あなた方は見えないでしょうから、私たちが教えてあげますよ、どうぞ呼んでくださいなんていうのでは、多分だめではないかと思うんです。

米山生涯学習総務課長　ご指摘の点についてはわかりました。考え直して、来年度に向けてはこの表題の部分は変えていきたいと思います。

小田原委員　来年度ではなくて、すぐ変えていくということをやってほしいです。

米山生涯学習総務課長　わかりました。

小田原委員　やはりお役所的な考えですよ。

米山生涯学習総務課長　これについては早急に考え直したいと思います。

齋藤委員　済みません。1点教えてください。やはり今予算が厳しいと言われているから、すぐお金のことを考えてしまいますが、つまり、出前講座は市の職員が行かれるわけですね。そうすると、場合によっては時間外の問題、これは2時間ぐらいと書いてありますが、団体によっては夜呼ばれる場合なんかも当然あるかと思うのですね。7時からやってください、8時からやってくださいと。そういったときの市職の方々にはボランティアなのですか。

米山生涯学習総務課長 時間外対応という形になっております。

齋藤委員 そうすると、やはりこの出前講座にも予算が組まれて、当然それにかかっている費用というものもあるでしょう。

米山生涯学習総務課長 はい、あります。

齋藤委員 そうなってくると、しっかり生かしていかなきゃだめですね。うまくもっと広まっていったらいいですね。具体的に予算をどのくらい組まれているのですか。現実的にはもう昨年でどのくらいの費用がかかったのですか。

米山生涯学習総務課長 費用的にどうかという点は、すぐという形はなかなか難しいですね。時間外を各所管でつけているものですから、出すにはちょっと時間がかかります。ただ、数字的には時間外対応をしている人数は把握しております。例えば土曜日は13回行っております。日曜日11回。あるいは夜間に10回行って、小計で34回行っているですね。大体1人か2人で行っていますので、合計で171人行っていますけれども、108回で、係長級以上で67人、一般職は98人対応しています。管理職は6人ですね。ですから、1回当たり、大体1人か1.8人ぐらいの計算で講師として行っている。あとは、平日は74回、勤務時間内に行っているのは74回ですね。108回の内訳がそうになっています。できるだけ勤務時間内という要請はしているのですけれども、やはり市民の方のご都合がどうしても土曜とか夜間になりますので。

細野委員 大体人数が多いのは学校ですか。

米山生涯学習総務課長 利用団体別ですと、学校が108件中19件ですね。あとPTAが4件、青少年団体3件、あと子育て関係の団体が18件、あと研究・学習団体11件、町会・自治会は20件です。その他、分け切れないのは23件という形です。後でコピーしてお渡しいたします。

名取委員長 後でコピーをいただけますかね。

ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 どうもありがとうございました。

ほかに報告等はありませんかね。

有山学事課長 1点ございます。

名取委員長 はい、どうぞお願いします。

有山学事課長 部活動の関係で、前々回の定例会で委員さんの方から、部活動の顧問が大

会の方に引率・参加しないと主要な大会に出られない状況等があるということで、その状況について、遅くなって大変申しわけなかったのですが、ご報告させていただきます。

こちらの方につきまして、担当者の方から細かい部分を説明します。

中里学事課主査 お手元に資料をお配りさせていただきましたけれども、1番から雑駁に読ませていただきますと、東京都中学校体育大会実施要項及び「東京都中学校体育大会監督・引率者細則」に基づく基準は以下のとおりであります。

(1) 番、参加生徒の監督・引率は、出場校の校長もしくは教員とする。

監督・引率者の特例。東京都中学校体育大会の個人種目への生徒参加については、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「東京都中学校体育大会監督・引率細則」により、校長が承認した者の引率による参加が認められております。

引率者は、次の中から校長が認めた者とする。 、当該校の学校職員。 、当該校の部活動を指導している外部指導員。 、当該生徒の保護者（ダブルスの場合は2名の生徒に対し、1名の引率者（保護者）でよい）。ダブルスの種目といたしましては、ソフトテニス、卓球、バトミントン、テニス、これは硬式でございます、等であります。

(3) 番、個人種目の引率の基本は、日常指導しております顧問であり、安易に校長・教員以外の監督・引率を認めるものではございません。

陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目としては扱っておりません。

校長・教員以外の引率者には、監督の資格は認めておりません。

監督は、支部の当該競技専門委員、または当中学校体育連盟当該競技専門部役員等とし、校長がこの旨を依頼した者。

それから、全国大会、関東大会も、概ね同様の取り扱いで、団体の種目（サッカー・野球・バスケットボールなど）は部活動顧問（教員）が伴わないと、大会への参加ができなくなっております。

また、個人種目においても基本は顧問の参加が必要ですが、特例として、個人種目の場合、学校の事情等により、どうしても顧問が引率できない場合は、学校長の承認した者が引率し、参加が認められることもあります。

全国・関東大会、大会要項及び引率要項によるので、種目によっては今上記のものが異なる場合もございます。

2番、八王子市での大会の対応でございます。

八王子市内で開催されている大会においても、基本はあくまで全国中学校体育大会開催基準及び「全国中学校体育大会引率細則」並びに東京都中学校体育大会実施要項及び「東京都中学校体育大会監督・引率者細則」に基づいて、開催されております。

監督・引率者が特例として認められている個人種目は、以下の13種目でございます。
1番の陸上競技。ただし、リレーは除きます。体操、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バドミントン、水泳、水泳についてもリレーは除きます。相撲、新体操、スキー、スケート、テニス。ただし、9番、10番、11番、12番につきましては、この4種目は市内では実施しておりません。したがって、都大会への参加の申し込みにつきましては、各校の対応とさせていただいているということでございます。

お手元の方には、先ほど申し上げております東京都中学校体育大会実施要項並びに、3ページでございますけれども、監督・引率規定、あるいは東京都中学校体育大会監督・引率細則という資料を添付させていただいております。

その中の4ページ、申しわけございません。訂正をしていただきたいのでございますけれども、(3)の米印でございます。個人種目に該当するソフトテニス、卓球、バドミントン、テニス等のダブルスの場合は、1人の生徒に1名の引率者、保護者がつき、2名となるというふうでございますけれども、本年度から1名の保護者でいいと。2名を1名の保護者で見るというふうになっております。

また、これはあり得るかどうかということでございますけれども、学校の校長、あるいは教員以外の者が監督として出られるかと。先ほど引率はオーケーということで私はお話をさせていただいておりますけれども、監督としていいかということにつきましては、まず結論的には大丈夫です。ただし、条件がございます。東京都の中体連の方にあらかじめ監督としてその者を登録してある者、並びに必ず監督とともに当該校の教員が付き添うこと。ですから、具体的に申し上げますと、例えば高校野球等、先生方は御存じだと思いますけれども、外部指導員の監督というのはございます。ただし、部長はベンチに入っております。ということで、必ず教員が付き添いをするということが条件のもとに、そういうことができます。

では、市内の方の中学校で、先ほど申し上げましたように監督、校長・教員がいない場合は市の大会には出場できないかという質問があったとした場合には、引率は保護者でも認められています。個人種目については、監督がいなくても認められております。出場権

はございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま学事課から説明がございました。

何か御質疑ございますか。

小田原委員　これは何のために出したのですか。

齋藤委員　私が、前々回だったかな、討議の中で、スポーツ振興で部活動の問題が出たと思うんです。現状の資料を提出してほしいという話が出たと思います。

小田原委員　結局、齋藤さんが心配していることが解決するためにこの資料を出したということではないですよね。むしろできないということの資料として出したということですね。

有山学事課長　そうですね。現状として、そうなります。

齋藤委員　すごく遠回しな言い方ですけども、やはり管理顧問の先生がついてないとだめということでしょう。

小田原委員　この文面を見ると「できる」というふうに強調されている部分が目立つけれども、そういうことが「できる」というのは何かと云ったら、日常指導している顧問が引率できない場合だけなのです。だから、日常指導する顧問がいなければ、やはりだめだということでしょう。

中里学事課主査　八王子市にはまだ該当がないと思いますけれども、この規約上では、先ほど申し上げましたように団体種目は認められていないという形で私は答弁しましたけれども、基本的に先ほど例で出ました、23区である場合がございますけれども、団体種目、例えば野球、バスケット、バレーボールについても、あらかじめ登録がしてあれば、監督としてその人は行けます。顧問がいなくても、例えば仮に学校の教諭が付き添えば可能です。

齋藤委員　管理顧問の先生が必要でしょう。ついていく先生が必要なのでしょう。

中里学事課主査　そうですね。

有山学事課長　教員がついていく必要があるということです。

齋藤委員　だから、その管理顧問を受けてくれる先生がいないのですよ、今のところ。

中里学事課主査　そうですね。それで、先生方御指摘のように、ここで問題が浮き彫りになったと思います。これが全国、あるいは関東、都大会の基準でございます。ですから、例えば逆に言うと、市がそれを崩したとしても、子どもたちがいい成績を出したときに、

関東大会、あるいは全国大会に出場権が得られなくなる可能性が出てまいります。ですから、そういう部分を今後検討していかなければいけない部分かなというふうには思うところであります。

齋藤委員　　ですから、それで意見を言ったら、葛飾はやったわけですよ。葛飾区の大会はすべて教員じゃなくてもいいんです。区の大会で優秀な成績を収めて、今度東京都の大会に出るときにはまた管理顧問が必要になるというのが、問題が浮き彫りになっているのですけれども、その始めた区は偉いと思いますよ。やはり問題提起になっているわけですよ。だから、少なくとも私なんかは、やはり八王子市は市の大会は、外部指導員のしっかりとした指導員バンクのところで通っている者であるならばいいというふうに、八王子市あたりからやって行ってほしいですよ。それでやはり東京都を動かして行ってほしい。どこかが先駆者になっていかないと、いつまでたっても東京都も動かないですよ。

小田原委員　　東京都と言うけど、東京都のルールが問題なのですか。

有山学事課長　　東京都中学校体育連盟のルールですね。

小田原委員　　東京都の中体連ですよ。

有山学事課長　　そうですね。

齋藤委員　　八王子市にも中体連があります。

小田原委員　　だから、その次に来るのは、八王子市は市なのか、市の中体連なのかという問題がありますよ。そもそも市の教育委員会が決められる話なのかという話ですよ。

成田教育長　　中体連ですよ。

小田原委員　　中体連は任意団体なのでしょう。

成田教育長　　そうです。そこで、今度は教育委員会も事務局が入りまして、どうやったらその活路ができるのかというのをPTA、それから中体連、校長会、教育委員会事務局が入って、連絡協議をするような日程をとっているわけですが、1つ、やはり齋藤委員さんの方から言われましたように、管理顧問というのは、一応どの学校の中にも部があると、やはりいることはいるのです。

ただ、毎回、市、都、全国といった段階で、回数が多くなっていくというようなところに大変負担を感じているので、ともかくできる人間が引率や監督といいますが、それらが許可できるような形にする。例えば八王子市で、市の大会だったら、管理顧問が行かなくても、いわゆる外部指導員が行ってオーケーをとる。次に勝ち残ったときには教員がやはり行く。さらにどんどん勝ち残っていったときには、学校内で調整してでも行くという、

生徒たちが日常でやっていることがどんどん目標が達成されていけるルートを、まずルールが改正されなくても工夫できないかというようなところで今考えているところです。

細野委員　私は、確かにそういう弾力化も必要だけれども、リスクコントロールの話がすごく大事だと思うのですよ。この2ページ目にも書いてあるけれども、「大会参加にあたっては、責任ある教員等が引率するとともに、万一事故の発生にあたっては、当該学校の校長が責任を負うものとする」とあるでしょう。もしもその点で、引率で学校が出ていくとしても、学校の先生が1人も行かなくて、PTAの人が好意で出ていく。そのときに、事故が起きましたといったときに、保険は掛けているかもしれないけれども、その責任をどうするか。学校の行事だけれども、先生ではないわけですよ。PTAが行ったというときに、どういう責任のとり方をするかということまで考えて、どこまでそういう負担をかけるかというところを考えてほしいと僕は思います。

齋藤委員　ちなみに、葛飾区がそれを一気に解決したのは、事故等はすべて区が責任をとる。引率には責任を負わせないということをやったために、一気にくさびがとれたわけですね。当然、引率する人間がだれでもいいというのではだめだと思いますよ。今、先生がおっしゃったように、たまたまその日は時間があるからおれがついていくよと、PTAのお父さんがたまたまついていくというのでは、私はだめだと思っています。やはりちゃんとした人材バンクをまずつくり上げて、しっかりとした先生にかわる指導員が学校に入るようにしていくべきだと思うのですよ。その認められた市の公認の指導員がついている場合は、教員じゃなくてもいいではないかというシステムにしていって、そこで起きた事故は、もうそれだけのちゃんとした市の公認の指導者を出しているのだから、万が一そこで起こった事故は行政側が責任を負わなきゃいけないと思います。そこら辺がもうすごく大きな話になってくると思いますけれども、ぜひ八王子からそのあたりを改革していただきたい。それで、やはり東京都を動かしていただきたいなと私は思います。どこもみんなその問題で苦しんでいるはずですよ。

細野委員　私は、質問があるけれども、損害保険、それから傷害保険は今まで市で出していますか。都の方から出ていますか。校長が責任をとったときに、これはどういう形で折半しているのですか。それとも、100%市が出しているわけですか、そのあたりはどういうふうになっているんですか。都と折半ですか。

小田原委員　これは自分たちですよ。学校体育健康保険会というので、これも任意団体ですけれども、それに全員が加盟することになっているのです。

細野委員 先生方がですか。

小田原委員 ではなくて、生徒が、子どもたちがです。だから、そこで例えば事故があったときに、その事故で大けがとか、死亡だとか、いろんなことが起こったときに、そのときの管理責任が問われて、被告賠償とか、訴訟とかになったときにはその設置者、都とか、教育委員会が責任をとるということですね。

細野委員 裁判費用とかいうのを賄うわけですね。

名取委員長 今、大体の校長は裁判の費用を自分で払っていますよ。

小田原委員 これはまた別の費用ですよ。校長が訴えられたときには。

名取委員長 先生方も、何とか顧問に入っているでしょうね。

細野委員 そうすると、やはり大変ですよ。

小田原委員 それも含めて、学校体育と、部活動と、いわゆる大会ですか、これを含めて考えていかないと解決しない問題だと思うのです。国体からして変だけれども、ああいう形で日本は進んでしまったから、全国大会なんていうのもみんな中体連、高体連というようなのが主催しているわけですよ。だから、そういうところで責任問題をどうするみたいな話になって、学校体育と結びついていますから、こういうことで縛りが来ている。これを僕は全部崩すべきだと思っていますよ。

細野委員 例えばこの前、関西学院大学の学生たちが冬に福井で遭難したでしょう。そのときに、それはやはりクラブだったのですよ。各大学の、その担当の先生は寝ずでやっていたわけです。親御さんは、学校の責任だと、我々は何の責任もないという。福井の方は、遭難したときに幾ら出せという意思表示はしなかったけれども、やはり幾分欲しい。何百万だとかわかりませんが、親は一切出さない。学校が出してください、こういう話だったですね。そういう家庭もふえているのですよ。はっきり言うと。そうしたときに、先ほどの葛飾区なんかは、そういう1つの英断かもしれない。その責任のとり方をどうするか。今のように少子化時代ですから、1人の子どもの価値は高いわけですよ。そこをどう考えるか。私はすごく大きな問題だと思いますね。

齋藤委員 全くおっしゃるとおりで、私は、今の部活の問題をいろいろと先生方に窮屈にさせちゃったのは、半分は保護者の責任もあると思っています。何でもかんでも、何か事故が起きると先生の責任だ、学校の責任だと言う。我々が現役のころには、本当にけがなんかしょっちゅうしていたけど、それにおいて親が学校の責任を追及するなんていうような世の中じゃなかったですよ。だから、やはりこういう問題は問題提起もしていきなが

ら、保護者の方にも意識改革をしていってもらって、部活動というものを充実していくのが必要だと思いますね。

それともう1点、やはり絶対気をつけてもらいたいのは、部活動というと、すぐ運動部しか書かないでしょう。私は、絶えず部活動の問題は、この間のレポートにも書かせてもらったときにも、当然そこには文化部もあるわけで、例えばかるた部をつくりたいといったら、そのかるた部ができるようなシステムづくりもしてもらいたいのですよ。部活動というと運動部だけではないですよ。歌が好きな、コーラス部をという子だっているわけで、絵が好きな子だっているわけで、将棋が好きな子もいる。そういうものに大きく対応できる市のシステムをつくり上げていただきたいと思うのですよね。

それには、やはりまず人材バンクだと私は思っています。指導者バンクをしっかりつくっていく。市の公認の指導者バンクをつくっていく。これがすごく大きな進展になるだろうと私は思っているのですけどね。それで、できる限り先生には頼らない。やっていただける先生がいればそれは万々歳ですけど、何でもかんでも顧問イコール先生というのでは、やはりこれからはだめだと私は思っていますよ。

成田教育長 さらに研究をしてまいります。

名取委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 以上で公開の審議は終わりましたが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 よろしいですか。ほかにないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

また、事務局についても、関係部長及び参事並びに課長及び担当のみ出席願いたいと思います。

【午後4時25分休憩】